

議事日程 (第2号)

令和元年 6月20日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第1号))

日程第 3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第1号))

(日程第2～日程第3 質疑・討論・採決)

日程第 4 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(日程第4～日程第5 質疑・討論・採決)

日程第 6 第24号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第6 質疑・委員会付託)

日程第 7 第25号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例

日程第 8 第26号議案 中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

日程第 9 第27号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

日程第10 第28号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

日程第11 第29号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例

日程第12 第30号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第13 第31号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例

日程第14 第32号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(日程第7～日程第14 質疑・委員会付託)

日程第15 第33号議案 消防ポンプ自動車の購入について

(日程第15 質疑・委員会付託)

日程第16 第34号議案 中間市道路線の認定について

(日程第16 質疑・委員会付託)

日程第17 第35号議案 和解することについて

日程第18 第36号議案 和解することについて

(日程第17～日程第18 質疑・委員会付託)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	10 番 山本 慎悟君
11 番 安田 明美君	12 番 梅澤 恭徳君
13 番 柴田 広辞君	14 番 中野 勝寛君
15 番 井上 太一君	16 番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	園田 孝君
市長公室長	田中 英敏君	市民部長	安徳 保君
保健福祉部長	船津喜久男君	建設産業部長	藤田 宜久君
教育部長	佐伯 道雄君		
環境上下水道部長			井上 一君
市立病院事務長 ...	貞末 孝光君	消防長	三船 時彦君
企画政策課長	濱田 学君	総務課長	後藤 謙治君
財政課長	蔵元 洋一君	学校教育課長	松永 嘉伸君

教育施設課長	……	北原 鉄也君	都市計画課長	……	白石 和也君
環境保全課長	……	村上 智裕君	こども未来課長	…	平川 佳子君
介護保険課長	……	冷牟田 均君	産業振興課長	……	山本 竜男君
安全安心まちづくり課長	……………				石井 浩司君
公共施設管理室長	……………				大貝 憲司君
課税課長	……	芳賀麻里子君			
人権男女共同参画課長	……………				大庭 省二君
健康増進課長	……	岩河内弘子君	上水道課長	……	田中 秀一君
消防総務課長	……	伊藤 裕之君	消防予防課長	……	林 誠志君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書 記	谷山 隆二君
書 記	志垣 憲一君	書 記	石田 花野君

一 般 質 問 (令和元年第2回中間市議会定例会)

令和元年6月20日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
田 口 澄 雄	学校給食の完全無償化について 市長の公約の第一番目に記載されている、学校給食の完全無償化について、いつからどのような内容で実施する予定なのかお聞きします	教 育 長 関係部課長
	会計年度任用職員制度の開始と、そのことによる影響について 2020年度から会計年度任用制度が始まりますが、職員の4割近くを占める非正規職員について、今までとどう変わるのか、あるいは中間市としては変わりがないのか、お聞きします。	市 長 関係部課長
田 中 多 輝 子	介護者や要介護者に対する助成金支給事業について 超高齢社会を迎え高齢化率が上がり深刻になっています。要介護者や介護者に対する負担軽減についてお伺いします。	市 長 関係部課長
	介護休業制度について 介護にともなう離職の問題は深刻であり、年間10万人以上が離職しています。本市ではどのような取組をしていますか。お伺いします。	市 長 関係部課長
堀 田 克 也	本市における防犯対策について ①市長の公約に掲げる警察署の誘致の現状と課題、今後の見通しについてお伺いします。 ②警察署と連携して犯罪に強いまちづくりに取り組んでいると聞いていますが、本市における犯罪件数の推移とどのような事案が多いのか、又、それについての対策など防犯に対する市の考えをお伺いします。 ③青パトを利用したパトロールが、まちづくり協議会の方に移管されたと聞きました。内容がどのように変わったのか、又、問題点や課題などはないのでしょうか、お伺いします。 ④南小及び東小に導入しているICタグを利用した、ツイタもんによる安全対策の他校への導入の進捗状況についてお伺いします。 ⑤防犯カメラは事件や事故の早期解決に大変重要な役割りを果たしています。本市において、警察署が設置している防犯カメラを含め、防犯カメラの設置状況とその効果や検証を具体的にどのようにしているのか伺います。	市 長 関係部課長

一 般 質 問 (令和元年第2回中間市議会定例会)

令和元年6月20日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
掛 田 るみ子	高齢者等のごみ出しの支援について 足腰の弱い高齢者にとって、集積所までごみ袋を運ぶのはひと苦勞であり、軒先収集に戻してもらいたいとの要望を受ける事が多い。国もごみ出し支援のモデル事業を開始している。高齢化の進展が著しい本市にとっての「ごみ出しの支援」について、課題と取組、今後の対策についての所見をお伺いします。 1. 軒先収集に戻すことは可能なのか。 2. 現在どのような支援を行っているか。 3. 高齢化の進展とともに増大するニーズに、どのような対策を考えているのか。	市 長 執 行 部
	結婚新生活支援事業の導入について 結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新居の購入費、家賃、引越費用等に対し、補助金を支給する結婚新生活支援事業は、内閣府の少子化対策のメニューのひとつである。高齢化率の高い本市にとっては、若い世代の人口増施策としても活用ができるものと思われる。人口政策として取り入れてはどうか。所見をお伺いします。	市 長 執 行 部
	R P Aを活用した自治体業務の効率化について 中間市行政経営プラン（改訂版）では、時間外勤務の縮減や職員数の削減が掲げられている。R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）は人が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアロボットによって自動化するもので、業務効率の向上や働き方改革のツールのひとつとして注目されている。 職員の負担軽減や、行政改革の大きな力になるのではないのか。R P Aの活用についての所見をお伺いします。	市 長 執 行 部
梅 澤 恭 徳	公共施設のあり方について ①平成29年3月に策定された中間市公共施設等総合管理計画の進捗状況について伺います。 ②更新費用削減目標に対する工程表の作成と進捗状況について伺います。 ③公共施設の広域的視点について、具体案はあるのか伺います。 ④固定資産台帳の整備状況及び活用に向けての取組をお聞きます。	市 長 担当部局

一 般 質 問 (令和元年第2回中間市議会定例会)

令和元年6月20日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
草 場 満 彦	地域公共交通の取組について 1. 不採算バス路線の維持、確保に取り組んでいる中で、公共交通空白、不便地域への対応として、本市でも「地域公共交通会議」を設置し、対応に努めているところだと理解します。具体的には、「路線固定型乗合タクシー」と「デマンド型乗合タクシー」のふたつだと思いますが、現状を伺います。 2. 地域公共交通の活性化と、利用者の利便性向上等を図るため、持続可能な地域に密着した公共交通対策が求められていますが、今の取組で近い将来、求めている計画策定が完結、完了しますか、伺います。 3. 「買い物難民」「買い物弱者」対策も同時に対応、検討すべきではないでしょうか、伺います。 4. 他地域、他行政の先進的取組を参考にしながら取り入れていますか、伺います。	市 長

議案の委員会付託表

令和元年 6月20日

第2回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第24号議案	令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）	別表1
第25号議案	中間市市税条例の一部を改正する条例	市民厚生
第26号議案	中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例	総合政策
第27号議案	中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
第28号議案	中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	市民厚生
第29号議案	中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
第30号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	
第31号議案	中間市火災予防条例の一部を改正する条例	産業消防
第32号議案	中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例	
第33号議案	消防ポンプ自動車の購入について	
第34号議案	中間市道路線の認定について	
第35号議案	和解することについて	市民厚生
第36号議案	和解することについて	

別表 1

令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 2

別表 2

歳入

款別	款名・項別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く。）	市民厚生
		1 項 1 目	総合政策
7	商工費	全 項	産業消防

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

おはようございます。日本共産党の田口澄雄です。発言通告に従いまして、一般質問をいたします。

さて、最初は、学校給食の無償化問題についてです。

市長は、2年前の市長選出馬に当たって公約を発表しましたが、その中で、中間の魅力を全力発信の1番目の公約として、小中学校給食費の完全無償化をうたっています。完全無償化です。

前の松下市長時代、私が一般質問をして、これを求めたときには、財政問題や学校給食法の規定を理由として、これをできないと答弁をされていましたが、福田市長は立候補の公約の1番目として、この問題を市民に投げかけたわけです。

そして、市長は当選をされ、選挙後の初めの市議会での私の質問に対して、そのために力を注いでいくということで、県内でも率先して実現したいということを答弁されました。

ご自分の任期である4年以内ということも、そのとき言われています。年度でいえば、今、2017年、2018年、2019年度と過ぎ、市長の任期は2021年の7月までと思いますので、これを実行するためには、来年度2020年度予算と、その次の予算しかありません。今後、この2年間の予算で、どうされるおつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

学校給食、この学校給食費の無償化につきましては、公約の一つとして、中間市の将来を担う子どもたちに、心身ともに強くたくましく成長し、自分のふるさとに魅力を感じ、地域に貢献したいという強い気持ちを持ってもらいたいという願いを込めて、私が掲げた

公約でございます。

この公約の実現に向け、昨年開催いたしました中間市総合教育会議におきまして、学校給食費の無償化に向けた取組計画、これを説明いたしまして、今後の取り組みを具体的に検討していきたいと、教育委員の皆様と意見を交わしたところでございます。

また、学校給食費の無償化を実施するためには、今、保護者の皆様が負担している給食費、これを市が助成することとなりますことから、恒久的な一般財源を確保する必要があります。

しかしながら、市の財政状況、これは少子高齢化に伴う社会的要因による社会保障関連経費の増加ですとか、地方税及び地方交付税の減少などにより、平成27年度から平成29年度までの3年間で約15億円の基金が減少するなど、かつてない厳しい状況に直面しております。

本年度予算の執行におきましても、厳しい財政状況を十分に認識し、収支改善を最大の目標に掲げ、取り組んでいる最中でございます。このことから、学校給食費の無償化、これを実施するための財源を確保していくことは、非常に困難な状況にあります。

このように、市全体として非常に厳しい状況ではございますが、本市の将来を担う子どもたち全ての健全な成長を、食育を通じて育んでいくことに変わりはありません。引き続き、公約に掲げた取り組みの実現に向けて、本市が他市にも負けない、魅力ある人や資源が多くあるまちであることを、私を筆頭に職員一人一人が全力でアピールし、市ににぎわいをもたらす取り組みを着実に進めた市町の動向も見ながら、少しでも事業実施に向けた可能性がないか、関係者のお力をお借りしながら、引き続き検討してまいり所存でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

やるつもりだが、財源の問題があるので、決定的な答弁にはなっていないというふうに私は捉えたんですけど。

もともと学校給食の無償化は、1951年3月19日に当時の文部省自身が、無償化することが理想というふうに言ってきたわけで、さきの市長時代の私の一般質問に対する回答での困難の理由とされた保護者の負担についても、1947年の事務次官通達では、自治体等が全額補助することも否定されないというような立場での見解も表明をしています。

今、全国的には、2017年度で82の自治体が無償化に踏み出しています。

また、総合政策委員会で行政視察を行った兵庫県の相生市ですかね、ここでは、担当者が予算がどうのこうのの前に、まず当然やるという立場で臨み、予算はそれを前提として何とかすべきだというふうに語っていたのが非常に印象的な発言でした。この市も、子育て支援のうたい文句に、今の市行政を特徴ある市行政として展開している市であります。

今、ある調査によれば、学校運営費の約8割は保護者負担であり、逆にいえば、学校設置者は2割弱しか負担をしていないという実態があります。

しかし、逆にこれ、日本国憲法の第26条では、「義務教育は、これを無償とする」と明確にうたい、学校教育法の5条では、学校設置者が学校の経費を負担することを定めています。

確かに、学校給食法は保護者負担について触れていますが、法律で保護者負担について触れているのはこれだけで、負担ゼロ、それも合法だという立場の解釈も許されて、現在では、これを実施している市町村が生まれてきているわけです。

給食費の保護者負担は全体的に見たら、こうした状況との関係でも、相反した考え方で実施をされているというのが実態だと思います。

もともと1970年代の都道府県教育長の会が通知した、受益者負担の原則を背景というふうにしていますが、教育というのは個々人の受益という考え方より、社会全体の利益という考え方が、国際的にも、そして元来の教育の目的からも正当なものだというふうに思われています。

日本に対してはユネスコも、自校方式をすることと運営費の中央、これ国、あるいは地方行政当局の負担をするようにという勧告がなされています。

確かに、全体としてはまだまだなんですけども、中間市は子育て支援ということの特徴ある市のうたい文句にやっていますので、ぜひ名誉ある地位を、こうした施策で占めるために市長も努力してほしいと思うんですが、ちょっとご回答よろしくお願いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

議員がおっしゃるように、全国では今82の市町村、約4%でしょうか、の団体が学校給食費の無償化、これを実施しております。

私は、中間市の将来を担う子どもたちに、分け隔てなく平等に食の大切さ伝えることができる環境を整えまして、体だけでなく、常に感謝の気持ちを持った人間に成長してもらいたいという思いで、子育て支援の実施に向けて取り組んでおりまして、これ、ただ単に子どもたちの給食費を無料にするということだけではなく、非常に深い意味を込めた事業と位置づけております。

先ほど議員がおっしゃられました兵庫県の相生市のように、全国の子育て支援に積極的に取り組んでいる自治体の中には、既に無償化に取り組んでいるところもあります。

それぞれの自治体の中で、まちの将来を担う子どもたちへの支援をどのように行うか整理し、食育の推進ですとか人材育成、この事業の内容に意義を込め、限られた財源の中から予算を執行しております。

先ほども申し上げましたが、市全体としても、かつてない厳しい財政状況ではございま

すが、既に実施している自治体と同様、食育、つまり食事の大切さを通じ、本市が取り組む子育て支援の最も重要な取り組みとして実現したいと思いに決して変わりなく、市長として市民に、特に中間市の子どもたちに、明るい夢と希望を与え続けていかないとはいえないと思っております。

ことは国の方針で、保育園や幼稚園の保育料の無償化、これを実施することとなります。将来の日本を背負う子どもたちに対するいろいろな支援策が、日本全国で実行されようと思っております。

このような中、中学校、それから小中学校給食費の無償化、この取り組み、少しでも実施できる可能性がないか、先行自治体の取組事例や、国、県などの多くの方の知恵をお借りしながら、子どもたちの笑顔、そして感謝であふれるまちづくりに引き続き邁進する所存でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

こうした公的な支出に関する結果なんですけども、この国は全ての点で、自己責任だとか、自助という言葉が好きな国です。そのため無償とされた教育費も、あらゆる点でこうした個人負担が求められます。

諸外国では、大学までの教育費が無償化というので実施をしている国が数多くありますけども、そのような国では、教育を終えた国民が国や周囲に感謝をし、何とかその成果で、今度は公的に報いたいというふうに考える考え方が一般的なようにありますけども、我が国では何でも自己負担ですから、大学まで出ると何千万の借金、何百万か何千万かの借金を背負うというような実態があります。

そこで考え方に差が出ます。他の国では、今度はいかに自分を育ててくれた環境に、それをお返しを、かというふうに考えるんですが、日本の場合は、どうも自分の利益として、それを取り返そうというふうに考える傾向が強いようにあります。

こうした教育に対する考え方の基本としても、学校給食のような子どもを育てる立場での公的な責任については、もっと積極的に取り組むことを求めます。

ここはそういうことで終わりたいと思いますけど、次の質問に移させていただきます。

2017年5月の地方公務員法と地方自治法の改定によって、2020年度の4月から、つまり来年度、自治体の非正規職員に対し、新たに会計年度任用制度というのが創設をされることになりました。

このことによって、現在、臨時職員や嘱託職員、あるいは非常勤職員の任用の厳格化が行われます。この任用という言葉は、余り一般的にはなじみがないのですが、民間では労働者と使用者の労働契約によって、その労使関係が成立をいたします。

ところが公務員の場合は、これ臨時であろうと正職員であろうと、任命権者、つまり市

長や教育長などによって、職員として任用されるということによって職務が始まるということになるわけです。

元来、地方公務員法では、こうしたことを正規職員での運用というのを基本としていましたが、臨時的、一時的な穴埋めのために非正規を任用するというのが元来の建前でしたが、今では民間企業が先行して、派遣だの臨時だの一時的な雇用が非常にふえた関係もあって、こうした非正規職員というのが常態化をしてまいりました。

2017年度の総務省の調査では、公務員の正規職員は274万3,000人ですが、非正規が64万3,000人というふうになっています。単純に計算しますと、19%ですけれども、現在時点での中間市の非正規職員の割合というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

後藤総務課長。

○総務課長（後藤 謙治君）

本年4月1日現在、本市の非正規職員は、嘱託職員86名、非常勤職員62名、臨時職員74名、合計222名、率にして32.5%となっております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

32.5%ということで、全国が19とすると、かなり臨時職員、あるいは、こうした非正規の職員に頼っている割合の高い市だというふうに言えると思います。

国家公務員も、かなり以前から非正規への置きかえが行われて、昔、職業安定所、今で言うハローワークですけれども、就業の相談に来られた方が、あすの就労にも困難を抱える非正規職員が窓口で対応するという実態が、笑うに笑えない実態としてマスコミでも紹介をされていましたが、今回の会計年度任用職員制度についてですけれども、そのことによって、現在、中間市職員のこうした3人に1人にもなる非正規職員にどのような影響を及ぼすのか、あるいは及ぼさないようにしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

制度の変更点についてですが、これまで制度が不確定であり、各地方公共団体によって取り扱いがまちまちでございましたが、期末手当、時間外勤務手当等、また休暇、服務規律等についても正規職員に準ずるよう変更されるなど、統一した非正規職員の任用、勤務条件等の適切な運用を図るものでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

ということは、今までよりもよくなるというふうに私は捉えたんですけど。

それと、前から気になっていたことに臨時的な運用、つまり地方公務員法２２条に基づく任用に際して、一定期間の空白を設けることが常態化をしていました。かつては、臨時職員といいますと、１カ月が１８日勤務で６カ月を基本としながら、再度６カ月間の延長が１回のみできるということで、その期限後、あるいはその期限内で一定の空白期間、つまり雇用しない期間を設けて、新たに別人としての扱いで同一人を採用するということが行われていました。

これは、職を生活の糧とする公務員にとっては大変な問題で、低賃金の上に、月の労働日を制限された上に、年間単位でも労働の制限を受けるという、そして将来につながる雇用も不安定であるという、非常に非情としか言いようのない制度運営が、かつてなされてきたわけですが、確かに家庭の主婦が、世帯での補助的収入を目的として、社会保険の扶養や税の控除の適用を受けるために、一定額以下の収入に抑えなければ困るという方もおられましたけども、このこと自体は他のほうで整備をする必要があると思うんですけど、別の解決方法が求められる問題だと思います。

しかし、それらの人とは異なり、純粋にこの職で生活をしておられる方にとっては、これは非常に死活的な問題だったと思います。

私の経験では、正職員がころころ変わる中で、臨時職員のみが何年も継続をして在職をし、その人がいないと職場が回らないというような実態もありました。

神奈川県や京都市では、こうした制度については、行政を挙げて廃止をしたというふうに聞いていますけども、中間市では、現在ではこの制度は運用されているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

現在、本市では、空白期間を設けての任用は行っておりません。それぞれの規則に定められていますが、臨時職員は最高６カ月の任用で、場合により５回までの更新が可能となっています。

また、専門的知識、経験等を有しています嘱託職員、非常勤職員につきましては、毎年勤務評定を行い、本人の希望のもと、再度の任用を可能といたしております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

中間市は、今、こうした人権無視のやり方をしていないというふうにお聞きしました。もう二度とこういったことはするべきではないというふうに思います。

今回のこの制度の中で、期末手当、退職手当、時間外手当、それと通勤手当の支給というのが新たに言われているようにありますけども、今でも通勤手当は一部の非正規の方に、中間市でも出されているというふうにお聞きしていますけど、この通勤手当は、国のほうもこれはなされるのでしょうか。それと、中間市は引き続きなされるのでしょうか、その辺お聞きしますが。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

通勤手当の支給は、本市の場合、平成27年度から独自の制度として導入いたしました。また新たな、このたびの改正による、制度の改正によっても、継続して支給してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

これは聞いたところによると、自治体によっては、これら手当が新たに支給をされるということで、その予算の捻出のために、今までの本俸を下げたりするところがあるというふうにも聞いています。

これでは、結果的には名目手当が支給されるだけで、実質的には何も変わらないという実態もあると思うんですけど、中間市としては、そういうことはないのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本俸を初め、各手当等の詳細につきましては、国、県の制度を参考とし、また他市の動向等を踏まえながら、今後検討してまいります。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

他市の動向等を踏まえながらというときには、プラス面とマイナス面と両方考えられますから、注視をしていきたいと思えますけども、新しい制度ですけれども、今回の私の質問で一番これを望むのは、少なくとも現行より悪くなるような事態だけはぜひ避けてほしいと思うんですけども、その点ではいかがでしょうか。市長、よろしいですか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

今回の制度改正、この趣旨は、非正規職員が地方行政の重要な担い手となっていること

を考慮した上での改正となっております。

本市でも、よりよい制度への見直しを検討したいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

よりよいほうに向かうという点では、非常に私も積極的に評価できる内容だと思います。

会計年度任用職員について、内容の点での質問なんですけども、人口が15万人以上の都市は、人事委員会か公平委員会、政令都市や都道府県では人事委員会の設置が義務づけられていますが、中間市のようなこんな人口規模4万人ぐらいの市では、人事委員会は設けられていないと思いますけども、人事委員会のある市や県では、競争試験任用が原則というふうになっていますが、中間市のような場合は、競争試験か選考によるというふうになっています。

これを常に競争試験のみ頼るようでは、会計年度任用職員は、その都度、失職の不安が生じることになりますけども、中間市の場合は、その辺の運用については、どのような運用を考えているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市では、資格、免許、経験等を考慮した公募による選考採用方式を考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

それと、こうした人事委員会のある大きな市では、人事委員規則の制定というのが、規則の制定が義務づけられているんですけども、中間市のような場合には、これをつくることができるという程度の規定のようですけど、中間市にはこうした人事委員会規則、こうしたものがあるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市では現在でも、嘱託職員、非常勤職員、臨時職員に関する規則を制定しております。

また、会計年度任用職員についても、本年中に条例制定を行う予定といたしております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

中間市は職員の任用に当たって、昔からちまたで利益誘導的ないろんな悪い噂が飛

び交ったこともあります。私もそれを職員として耳にしたことがありますけれども、正職員の場合でもですけども、こうした会計年度職員についても、一般の方から不審を抱かれなような、ガラス張りの運用をお願いしたいと思います。

ところで、この会計年度任用職員については、フルタイムとパートタイムに分かれて、その違いによっても、手当の支給や処遇に差が生じるようにありますけれども、国はその線引きを週の労働時間が38時間45分というふうに限っているようにありますけれども、これは中間市としても一緒でしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

中間市においても、国の規定と同じでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

ということは、38時間45分、1分でも短ければパートタイムとなるということになるわけですね。そのことには幅はないということですね。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

一般職職員の勤務時間は週38時間45分であり、今回、国は一般職職員に準拠させる考えでございますので、一般職と同じ38時間45分という基準で考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

それと、正規と、こうした非正規、会計任用職員の差なんですけど、正規職員の場合は、大体採用から6カ月間の条件つき期間というのがありますけれども、会計年度職員の場合、これは何か1カ月間だというふうに聞いていますけれども、その差の原因というのは何になるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

議員の言われるとおり、地方公務員法により会計年度任用職員は、無期雇用の一般職員と違い、1年間の任用となるため、条件つき採用期間は一月となっております。

また、再度任用された次の年度でも、一月の条件つき採用期間を設けることとされております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

この制度で私が気にしていた後退、それについてはないというふうに答弁されたと思いますが、その点でもう一つ気になるのが、会計年度、つまり１年単位で雇用が打ち切られるということになるのではないかという、そういう心配があるんですけど、よく一般質問でも他党の方からも、市職員は市民の宝だとかいう、職員の質の確保を心配される方もおられますが、職員は本当に市民に全体の奉仕者として能力を発揮できるのは、その職を通して職員自身として成長もできるし、その能力が市民に供給されることによって非常に喜んでもらうという、そういうことによって、職員は働く喜びというのを感じながら成長していくわけですけども、そのことは正規であれ非正規であれ、一緒だと思います。

中間市のような比較的こうした財政力の弱い自治体の一番の宝は、私は高い質を持った職員の確保、そしてその成長、そして職員同士がきちっと団結をして、市民に向かっていけるような職場の和があることだというふうに思います。

しかし、そのような中で、あすの職場での存在さえ不安を持たなければならないような職員の状況というのは、労働環境としては一番まずいことだというふうに思いますので、ぜひ人に優しい中間市を、公務職場からつくり上げてほしいと思います。

ところで、これは国からの方針の決定のようですけども、こうした制度設計に際して、国からの財政措置というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

国からの説明では、今回の増額改定分については、地方交付税として措置されると聞いております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

地方交付税でというのは、いろんな面でも今までもあったんですけど、非常に曖昧模糊とした形での支給になって、本当に措置されるのかという疑問が残る場合が多々あったんですが、そこは、でも出すと言っている以上は信じるしかないんですけども、そういう問題が背景にはあるというのは、やっぱり頭に入れておく必要があると思いますね。

今回、この法を改正するに当たって、国会では全会一致の附帯決議というのがなされています。

一つ目が、今回の制度該当職員に対しては、再度の任用が可能であることを通知をすること。

二つ目が、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うこと。非常に積極的な提案なんですね。

三つ目は、今回の移行に当たっては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政状況を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。これ、国にも縛りをかけています。育児休業等に係る条件整備のほか、休暇制度の整備が確実に行われるよう、適切な助言を行うこと。

四つ目が、今後、結果を踏まえて必要な措置を講じること。民間部門における同一労働同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の給付のあり方や、臨時的任用及び非常勤職員の公務における同一労働同一賃金のあり方に重点を置いた対応に努めることという、四つの附帯決議がなされています。

この制度については始まったばかりで、いろいろとまだ今から問題点も出てくると思いますので、中間市としてもそうしたことは、こうした附帯決議に沿いながら、前向きに積極的に運用を図ってほしいと思います。そのことを希望いたします、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

介護休業制度と、介護者と要介護者に対する負担軽減についてお伺いをいたします。

高齢化に伴い、介護保険制度上の要介護認定者数は、2017年4月末現在で約633万人に増加し、家族の介護・看護を理由として離職・転職した者は、年間10万人を超えています。

このような中で、政府は介護離職ゼロに向けた取り組みを掲げてはおりますが、介護サービスが利用できず、やむを得ず介護離職する方々が後を絶ちません。

平成28年3月には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等が改正され、介護離職の防止に向け、介護休業の分割取得等の制度の拡充が図られました。介護離職ゼロに向けた取り組みが進められる一方で、介護休業制度等についてよく知らない人がほとんどであり、制度の周知とサービスの利用促進を促すことが課題になっています。

高齢者を介護する家族介護者の負担は大きく、負担軽減を中心に据え、仕事と介護の両立を図るための介護者への助成や介護保険サービスの負担軽減、介護休業制度の周知を図っていくことが必要です。

家族の人生の終盤を少しでもいいものとするために、介護者はできる限りの時間とエネルギーを注いでケアをしています。要介護者の生活の質の向上とともに、介護者のサポートが重要です。

総務省統計局より平成28年9月に発表された65歳以上の高齢者人口は、3,461万人、総人口に占める割合は27.3%と過去最高になりました。そして、このうち健康状態で日常生活に何らかの支障がある高齢者の割合は、65歳以上人口1,000人当たり258.2人という数字が出ています。高齢者の4人に1人というのを既に超えています。要介護認定者数は、2017年4月末で633万人、2025年には826万人と推計されています。

そこで、本市の5月時点における65歳以上の高齢者数と世帯数、高齢化率、要介護認定者数とその推移をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

令和元年5月末の実績でございますが、65歳以上の高齢者数は1万5,482人で、65歳以上の世帯数は1万1,101世帯、高齢化率は37.13%でございます。

また、認定者数は3,349人となっております。

次に、団塊の世代が75歳を迎えます2025年には、65歳以上の高齢者数は1万4,891人で、高齢化率は38.6%、認定者数は3,801人と推計されておりますが、65歳以上の世帯数の推計は算出されておられません。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

本市の高齢化率は37.1%となり、2025年に向け、そして2035年、2040年にかけて、介護保険サービス、介護給付の基盤整備対策が欠かせません。

介護保険制度は施行後19年目となりますが、厚生労働省老健局総務課によると、介護保険制度が施行された2000年の国内の要介護認定者数は218万人でしたが、2017年4月末には約633万人、2.9倍にまで増加しています。初期には、要支援・要介護1の増加が目立ちました。近年は、要介護3から5の伸びがふえています。

本市の高齢化率も年々上がっており、要介護高齢者の対策充実が急がれます。

現在、70歳前後の第1次ベビーブーム世代が75歳を迎え、後期高齢者人口が急増する2025年以降、さらなる介護サービス確保が求められます。

それでは、介護者について質問をいたします。

本市では、介護が必要になった場合、主な介護者と、その介護者の年齢はどうなっておりますでしょうか。担当課長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

第7期中間市高齢者総合保健福祉計画の数値でございますが、主な介護者は子どもで、51.9%と最も多く、続いて配偶者が32.8%となっております。

また、主な介護者の年齢は、60歳代が35.6%と最も多く、60歳から80歳以上まで含めると、全体の約70%を占めております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

主な介護者の年齢は、60歳以上が7割と老老介護の状況であり、介護の負担は高齢になるほど上昇し、認知介護やダブルケアも浮かび上がります。要介護認定をされた人の中には、認知症の症状を有する人が多いと言われております。

内閣府発表の高齢者の姿と取り巻く環境の現状と動向から、要介護認定比率者の割合を見てみると、65歳から74歳での要介護は3.0%、これが75歳以上になると、要介護者は373万人、25.3%となり、75歳以上になると、要介護の認定を受ける人の割合は急激にふえてきます。

認知症患者数について質問をいたします。

本市の65歳以上の認知症患者数とその割合はどうなっておりますでしょうか。担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

第7期中間市高齢者総合保険福祉計画での将来推計でございますが、令和2年には、65歳以上で認知症を発病される方が2,800人となり、65歳以上で認知症を発症される発症率は18%と推計しております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

2020年の65歳以上の認知症患者数2,800人ということですが、認知症の患者数はこれからまだ増加していきます。

内閣府の将来推計を見ると、2012年では認知症患者数462万人と、65歳以上の7人に1人であった数字が、2025年には認知症患者数は700万人、5人に1人になると見込まれております。

今日では、核家族がふえ、子どもが独立した後は夫婦二人の生活になり、その期間は長

期にわたることになります。配偶者と死別した後は、高齢者のひとり暮らしが予想されます。未婚率も上昇しており、シングル介護に直面する人は、今後ますます増加いたします。

シングル介護において、まず問題になるのが介護離職です。親が介護状態になってしまうと、自分以外に家族がいなかったため、介護負担を1人で担い、それまで勤めた会社をやめた人が3割以上に上ります。

シングル介護者が仕事をしている場合、親の心身状態、介護度が増すにつれ、両立が困難になり、やがて会社をやめる決断をするに至ってしまいます。子どもがいても、結婚し家庭を持っていれば、親を介護するのは困難であり、子育て中であればダブルケアになり、その負担は想像を絶するものになります。

厚生労働省、平成28年国民生活基礎調査によると、介護者は約6割が同居者です。そのうち配偶者が全体の4分の1になります。次に多いのが子で21.8%、子の配偶者が11.2%と続きます。

介護者の年齢で見ると、60歳から69歳が一番多く、次いで70歳から79歳、80歳以上も少なくありません。

同居の主な介護者の性、年齢階級別構成割合を見てわかるのは、高齢者が介護を担う老老介護が浮き彫りになっています。介護者が60歳以上である割合は、男女ともほぼ7割に達しています。

2008年、育児介護休業法がスタートしましたが、厚生労働省の調査では、介護休業の取得率はほとんど伸びていません。これまで家庭で担われていた介護は、家族人口の減少や女性の社会進出により担い手がいない状況となり、専門家によるサービスを利用して生活していくことになります。

このような状況の中、多くの65歳以上の高齢者は、介護が必要になった場合、一体誰に介護してもらったらよいのかという不安を抱えて生活しています。

現在、介護をしていない65歳以上の高齢者も、そう遠くない日に介護をせざるを得ない日が来るかもしれず、もしかしたら自身が要介護者になるかもしれません。

平成30年3月、厚生労働省が出した健康日本21の資料によると、健康寿命の算定結果は、男性の健康寿命72歳、女性の健康寿命74歳となっており、平均寿命との差は開いています。人は誰しも老いを避けることはできず、肉体は年を経るごとに衰弱していくからです。

高齢者の介護と育児を比較すると、子どもは成長段階にあり、少しずつ世話が不要になり、時期が来れば巣立っていきますが、介護を必要とする高齢者は、たとえ一時的に元気になったとしても、全体としては状態が悪化していく傾向があり、いずれは終末を迎えます。

また、認知症等の病気が加わると、認知機能の低下により生活全般に支障を来し、介護の手間もふえ、介護者の負担感やストレスが増大することになります。

介護は24時間365日続くもので、終わりが見えない状況等も加わり、なかなか休むこともできず、精神的にも身体的にも負担が大きいといえます。したがって、一生懸命になればなるほど虐待の原因にもなります。介護においては、要介護者のケアもさることながら、介護者のレスパイトケアが重要になります。

次に、介護時間について質問をいたします。

要介護度別に見た同居の主な介護者の介護時間はどのようになっていますでしょうか。担当課長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

平成28年に厚生労働省が実施されました国民生活基礎調査によりますと、同居している主な介護者の介護時間は、要支援1から要介護2までは、必要なときに手を貸す程度が最も多い調査結果でございましたが、要介護3以上になりますと、ほとんど終日が最も多く、介護度が増すにつれ、同居している主な介護者の負担は非常に大きくなるとの調査結果が出ております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

厚生労働省、平成28年国民生活基礎調査によると、要介護3以上になると、介護度が上がるにつれ、ほとんど終日介護をしているとなっています。サービスを利用していても、介護度が高くなると、同居家族の介護の必要性は高くなります。依然として、高齢者の介護における家族の負担は大きくなっています。

認知症の介助は誰にでもできるというわけではありません。介護に対する知識や専門性が欠かせません。核家族化が進み、共働きがふえています。子どもは独立して離れて暮らし、仕事を持ち、それぞれの家庭を持っているわけです。シングルもふえ、結婚していてもパートナーにも親がいるわけです。子どもが親を見ることが難しいということがわかります。

そして、介護をするには、認知症のさまざまな症状を理解する必要があります。認知症には主な中核症状が七つあります。

1点目、記憶障がい。新しいことを覚えられなくなります。物忘れが病的に悪化します。

2点目、見当識障がい。時間や場所、人物等がわからなくなります。

3点目、失語。物や人の名前が出てこなくなります。

4点目、失行。服の着方や道具の使い方がわからなくなります。衣服の着方などを忘れてしまいます。

5点目、失認。見えているのに、何だかわからなくなります。物だけでなく、人の顔や

町並みもわからなくなるので、迷子の原因になることもあります。

6点目、理解・判断力の障がい。物事の判断ができなくなります。そして、混乱をいたします。真夏でもセーターを着ている。計算や判断ができなくなるなどです。

7点目、実行機能障がい。段取りや計画が立てられなくなります。支払いに硬貨が使えなくなるなど、当たり前になっていたことが難しくなります。

昨今、家族の介護を理由に、介護離職が深刻になろうとしています。介護・看護を理由に離職した人の総数は、1年間で10.1万人になっています。介護を機に仕事をやめた離職者に対して、その理由を尋ねた結果によると、仕事と手助け、介護の両立が難しい職場だったためが最も多く、男性女性6割でした。6割以上の離職者が、介護を優先するために職場をやめる選択をしています。

介護離職が増加をすれば、企業にとって人材流出になるだけでなく、労働力不足の問題を一層深刻化させ、経済の減速につながることも懸念されます。

経済産業省によると、介護離職に伴う経済全体の付加価値損失は、1年当たり6,500億円と見込まれています。以前は、パートタイム労働者の介護離職者が一般労働者よりも多かったですが、2012年ごろから縮小し、近年では正規の離職者のほうが多くなっています。

今後も、生涯未婚率、共働き世帯比率の上昇が見込まれ、40歳・50歳代の共働き世帯比率は7割であり、家庭内で介護に携わることができる人員は不足します。つまり、働きながら介護を担う人がますますふえていくのです。介護離職ゼロに向け、介護者に対する偏見をなくし、そして仕事と介護の両立が可能な働き方の普及に向け、後押しをしていただきたいと思います。

そこで、介護休業について質問をいたします。

本市では、介護者が仕事との両立を図るための介護休業制度等について、どのような取り組みをしておりますでしょうか。担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

介護休業制度の取り組みにつきましては、介護保険事業所に対し、福岡県及び福岡労働局と合同で実施しております集団指導や、本市が実施する地域密着型サービス事業所などを対象とした研修会において、介護休業制度の趣旨の周知をいたしております。

また、地域包括支援センター職員が、家族介護などの相談において、介護休業制度の啓発を実施しているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

2017年1月1日施行の介護休業法改正内容のポイントは、主に5点あります。

1点目、介護を必要とする家族1人につき通算93日まで3回を上限として、介護休業を分割して取得可能になりました。

2点目、介護休業の取得単位が柔軟化され、半日単位での取得が可能になりました。

3点目、介護のための所定労働時間の短縮措置が図られ、介護休業とは別に、利用開始から3年の間に2回以上の利用が可能になりました。

4点目、介護のための所定外労働時間の制限が、改正前はなしだったのが、改正後は、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限が新設されました。

5点目、介護休業給付金の引き上げです。介護休業自体は有給ではなく、休業の間の給料は無給です。これまで介護休業給付金が賃金の40%でしたが、改正後は賃金の67%と変わりました。

総務省が実施した介護休業制度等の認知状況による調査では、調査対象家族のうち、介護休業制度等について、「知らない」と回答した者の割合は6割になります。およそ6割以上が介護休業制度を知らず、介護離職経験者についての調査では、「介護を始める前に、介護休業制度を知らなかった」と回答した者の割合は7割と報告されています。

知っていれば、仕事が継続できたかもしれない。もっと積極的に制度があることを教えてほしかったとの意見があり、介護を行う労働者が就業を継続できるよう、介護休業制度の周知が必要です。制度を知っていれば、仕事を継続できたかもしれないし、制度が周知されれば、離職する人も減っていくと思います。介護休業を取得するためには、労働者だけでなく、企業教育が必要ですが、地域包括センターが中心となり、できることを少しずつ初めていただきたいと思います。

今後は、相談支援業務の際など、介護休業制度を周知するパンフレットの配布や情報提供をしていただきたいと思います。担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

平成29年に改正されました介護休業法は、介護をしながら働く方が介護休業を取得しやすい制度に改正されている一方で、介護離職者は年間10万人を超えていることから、今後は介護保険課窓口におきましてもパンフレットを配置し、普及啓発を行うとともに、市内の地域密着型サービス事業所などを対象とした研修会でも、重ねて介護休業制度の啓発活動を実施してまいります。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

制度が周知されていなければ、活用することはできません。介護休業等についての周知

を積極的に働きかけていただきたいと思います。

相談業務の際には、口頭での周知と、労働局からチラシやパンフレットを取り寄せ据え置きし、ポスターや広報なかま、ケアマネジャーが出席する研修会での周知を行い、必要に応じて家族介護者への説明ができるよう、仕事と介護の両立にかかわる資料の配布をお願いいたします。

介護をしながらでも長く働き続けることができる職場環境を整備し、介護を理由とする離職を防ぐためにも、介護休業、介護休暇を周知徹底するとともに、制度を利用できるよう後押しをお願いいたします。

育児介護休業法などの社会保障は、個人の責任や自助努力では対応しがたい不測の事態に対して、社会保障制度の仕組みを通じて生活を保障し、安定した生活へと導くことを目的としています。

社会保障の四つの機能のうち、生活の安定機能があります。核家族の進展や家族規模の縮小、労働形態や生活環境の変化等により、育児や障がいを持った人の介護、高齢の親の介護など、かつては子どもが、家庭が、家庭内で対応してきたことが、現在での家族では担うことが困難な状況となっています。

社会保障は育児や介護、老親扶養などの家族機能を代替、または支援する役割があります。社会保障を整えることにより、従来に比べて基盤が脆弱化していると言われる家庭や家族のきずなを支えていくという機能があります。

子どもや家族だけが介護を背負うことがないよう、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとしてできたのが介護保険制度です。介護保険制度ができた背景を、福田市長、ぜひもう一度考えていただけたらと思います。

介護休業制度も有効に活用しながら、さまざまな逆境にあっても、介護者・要介護者双方が尊厳を持って生活できるよう、休業制度がその一助になるよう、執行部には後押しをしていただきたいと思います。

介護保険が始まって19年目、高齢化率の上昇に伴い、介護のニーズはますます高くなっています。

2014年の法改定により、2015年度から介護老人福祉施設への入所は、原則要介護3以上とされ、10万人を超える要介護1・2の待機者は、受け皿の準備もなく、待機者の列から外されました。

介護保険導入後の13年間に、全国の介護老人福祉施設のベッド数は1.7倍にふえましたが、入居希望者はそれをはるかに上回る規模でふえ続け、待機者が2014年時点で国内では52万人、要介護1・2を除いた2016年の数でも、39万人を超える状況となっています。

本市の介護老人福祉施設の待機者は、どれくらいになりますでしょうか。担当課長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

冷牟田介護保険課長。

○介護保険課長（冷牟田 均君）

本年５月末の市内介護老人福祉施設４施設における待機者は８５人であり、うち５０人が中間市民でございます。

また、待機者の推移につきましては、平成２７年の介護保険法改正により、入所基準が要介護３以上とされたことに伴う待機者の変動を市内事業者１施設に確認したところ、法改正以降、待機者が約６割減少したとのことであります。

なお、現在の待機者数も、ほぼ法改正後の状況で推移をいたしております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（６番 田中多輝子君）

以前は、もっと介護老人福祉施設の待機者がいたと思いますが、多くの待機者が入所を待っている間に亡くなったり、入所要件を外されているのだと思います。

介護老人福祉施設の待機者がふえ続けるのは、高齢世代の貧困化があります。

現在、国民年金を受給する人の平均受給額は、厚生労働省年金局が発表した平成２９年１２月の資料によると、月５万１，２２１円。厚生年金も、女性の平均受給額は、基礎年金部分を含めて１０．２万円です。こうした低年金の人が要介護状態になったとき、最後まで入居できる施設は、介護老人福祉施設しかありません。

介護保険制度は１９年前、家族介護から社会で支える介護へとスローガンを掲げて導入されましたが、介護保険料は年々上がり、要介護度に応じて、サービス内容や支給額が制限されてきました。自助と互助を強調し、介護の家族依存を強調することは、個人や家族の自己責任として放置する棄民政策の転換と言わざるを得ません。

施設入所が困難な要介護高齢者と介護者のレスパイト、負担軽減の事業があります。県内では１０市町が実施しています。低所得の高齢者が少しでも安心して暮らせるよう、要介護高齢者を介護する介護者の経済的負担を軽減し、在宅要介護高齢者の福祉の増進を図るための家族介護慰労金です。要介護３から５の高齢者を自宅で介助している方に対して、年額１０万円から１２万円程度給付するというものです。

介護の高い人を在宅で介護するのは相当な重労働で、１人で担うなら、ほぼ２４時間張りつき体制になり、過酷な生活が想像されます。

福岡県内では、既に１０市町が介護慰労金の支給を実施しています。北九州市、久留米市、飯塚市、行橋市、筑紫野市、大野城市、宗像市、嘉麻市、みやこ町、吉富町が実施しています。

介護者の身体的・精神的負担が軽減できるよう、多くの自治体が実施している介護慰労金制度をぜひ実施してください。担当部長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

今後も社会的に高齢化が進展しまして、2025年に向けて75歳以上の人口が増加することに伴い、家族が介護する世帯も増加することは予測をされております。

このため、高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みであります、介護保険制度を含めた社会保障制度の適正利用について、普及啓発が必要であると考えております。

それは、適切な時期に適切な介護を受けなかったことにより、より介護度が増すというようなことがあり得ないように、要介護者に適した介護を受けていない世帯に対し、適切な制度利用に向けて理解を求めてまいりたいと考えております。

また、高齢者を在宅で介護する介護者を慰労する介護慰労金制度につきましては、対象世帯の実態把握に努めるとともに、介護慰労金制度の導入自治体での支給要件や実施状況を調査をいたしまして、検証、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

在宅介護に休みはなく、多くの介護者が毎日必死の思いで介助に当たっています。

そして、65歳以上の高齢者を介護する介護者の約7割が、65歳以上の高齢者なのです。老老介護が深刻になっており、年金も切り下げられる中、介護者の支援は欠かせません。

そして、導入の際は、介護保険サービスの有無で支給対象を振り落とすようなことは絶対にしないでください。制度あって給付なしでは、誰のための制度かわからなくなってしまいます。

多くの自治体で実施し、県内でも10市町が支給している在宅介護者支援事業である家族介護慰労金の支給を、本市でも実施してください。福田市長の見解をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

この介護慰労金制度、これは重い介護状態でも介護保険などを利用されず、家族で介護をされている方に対し、慰労金を支給する制度でございますが、本市といたしましても、先ほど所管部長も申しましたとおり、介護保険制度の適正利用を普及啓発する必要があると考えておりますので、介護慰労金の対象となります世帯につきましては、介護保険制度を利用していただけよう、家族や要介護者に理解を求めてまいりたいと考えております。

また、家族介護慰労金、これの導入につきましては、対象世帯の実態把握に努めるとともに、介護慰労金制度の導入自治体での支給要件ですとか実施状況を調査し、検討してま

いりたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

介護慰労金制度は、介護保険制度を利用せずにと言われましたが、9市町のうち4市町は、対象を介護保険サービスの利用の有無で支給の限定は行っていません。

嘉麻市は、居宅において常時寝たきり等の高齢者の介護者に対し、助成金を支給することにより、その介護者の労をねぎらう、要介護3以上の寝たきりの方とあります。65歳以上で常時臥床し、1人で歩くことができない。行動範囲が居宅だけと、日常生活動作に対する条件はあるものの、介護保険サービス利用の有無で振り落としていません。

支給規則第1条には、常時寝たきり等の介護者に対し、在宅寝たきり高齢者介護者助成金を支給することにより、その介護者の労をねぎらうとともに、その福祉の増進に資することを目的とするとあります。

吉富町も、支給条件として要介護3から5と認知症であり、日常生活動作事項のうち全介助が1項目以上ありと、身体介助が重い方を支給対象としておりますが、介護保険サービスを利用していないなどの条件はありません。

大野城市、筑紫野市も、重介護で寝たきり等の日常生活動作低下に対する身体状態の重さで支給が行われており、介護保険サービスの有無は関係ありません。大野城市と筑紫野市も、非課税世帯に属する人と条件はあるものの、サービスの有無で振り落としてはいません。

在宅介護では、寝たきりになった要介護者のおむつ交換をしたり、褥瘡を防止するための体位交換、食事でも常食の摂取は難しいことが多いため、こしたり、蒸して潰したりの手間が非常に必要です。嚥下機能も低下するため、調理にも非常に時間がかかります。

在宅で医療的ケアをしている方もいます。認知症の症状に対する対応も不可欠です。家族の介護負担は大変なものがあります。介護度が上がれば、困難は増していきます。要介護高齢者の在宅生活の質の向上、介護する家族の経済的・肉体的負担軽減を図るため、介護慰労金の支給を求めたいと思います。

在宅介護を続けていくことは困難を伴います。仕事と介護の両立では、介護者と身近な人たちであるほど理解が伴わない傾向にあり、それが介護を理由とした離職者10万人という状況につながっています。

2015年には、介護老人福祉施設の新規入所者が、原則要介護3以上となりました。要支援者の予防給付のうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業に移行し、サービスは限定されてきています。一定以上の所得のある高齢者の保険給付利用の自己負担が2割となり、高額サービス費の負担上限額も引き上げられました。

これまで家族を支え、社会を支えてきた高齢者を、介護が必要になったら、サービスを

切り捨てていく政策の転換は許されません。認知症介護は家族任せとなっており、在宅介護における負担軽減は欠かせません。住民の福祉の増進を図り、市民の安心を支える役割を、市は担っていただきたいと思います。

新オレンジプランというのがあります。これは厚生労働省と11の関係省庁が共同で策定した施策で、2015年にまとめられました。これを見ると、認知症の人の介護者への支援と書いてあり、介護者たる家族等の支援というのが表記されています。自治体は努力義務ということですが、ぜひこの一環として、介護者支援策である家族介護慰労金を実施していただきたいと思います。

介護分野については、大きな成長と雇用の創出が期待されるとともに、密着型のサービス産業であり、地方の経済内需を支えています。高齢者への介護に関していえば、それに係る費用は基本的には負担でなく、むしろ人々が望んでおり、かつ社会的にも望ましいと考えるサービスに対する対価であり、そのサービスの生産はGDPの神聖な構成要素として経済を支えているのです。言い換えれば、それは、国民にとっての価値の生産にはかならないということです。

したがって、介護のサービス供給、家族介護慰労金等の給付を充実させることは、経済規模を拡大させることを意味いたします。高齢化が進行する中で、介護サービスへの潜在需要はますます拡大していきますから、ここには経済成長への大きな機会が存在していることになります。

もしも、これを財政難を理由にして削減するということになれば、それは成長の芽を摘んでしまうということになるわけです。介護サービスを受ける人の多くは、年金などのわずかな収入で生活している高齢者です。政府の社会保障切り捨てが進む中、自治体の支援なくしては、必要なサービスを受けることはできないのです。

介護者の負担軽減と要介護者の在宅支援拡充のため、全国で多くの自治体を実施している家族介護慰労金の支給の実施を求めまして、私の一般質問といたします。

.....

○議長（下川 俊秀君）

この際、10分間休憩いたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

明政クラブの堀田克也です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

防犯対策についての質問になりますが、これに関連して、現在、市長が掲げられている五つの公約の中の一つに、警察の誘致があります。

確かに、本市に警察署は誘致できると、市民にとって治安や防犯についての安心感につながり、大変喜ばしいことだと思います。

現在、市長が誘致に向け、努力されているということはお聞きしておりますが、現在の状況と課題、また今後の見通しについて、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

警察署の誘致につきましては、以前は市内に4カ所ありました交番も、現在2カ所に縮小され、市民からは平穏で安全なまちを確保するために、ぜひとも本市内に警察署を新設してほしいと要望が強く寄せられておりましたことから、平成29年11月16日、折尾警察署長宛てに警察署設置に関する要望書、こちらを提出し、本市内への警察署の設置についてお願いをしているところでございます。

警察の回答といたしましては、福岡県内の警察署では人口規模や犯罪発生状況、これに基づきまして、効率化の観点から、警察署の統廃合や署員の集中配備が進められておりまして、残念ながら現在のところ、警察署新設について、本市の期待する回答は得られておりません。

警察署新設に向けての課題としましては、福岡県内の実情として、建設から40年以上経過し、老朽化した警察署の建てかえができていない状況でありまして、優先順位もあることから、新設は非常に難しい状況であるとのことであります。

私の公約の一つであります警察署の設置、これにつきましては、今後も引き続き強く要望を行ってまいります。それまでの間についても、パトカーによる巡回ですとか、警察署員の増員などお願いしまして、犯罪のない明るいまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございました。市長の答弁では、県内の警察署の実情として、建設から40年以上経過し、老朽化しているところも建てかえができていないため、そういうところから優先して行うので新設が難しいということでありました。

そういう面から見ても、見通し的にはなかなか厳しいとは思いますが、警察署の誘致は市民の願いでもありますので、根気強く建設に向けて努力していただきたいと思います。市長、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

折尾署と連携して交通事故をなくし、犯罪に強いまちづくりを行うため、私も交通安全

啓発活動などに参加して活動をしているところでありますが、本市における犯罪件数の推移、またどのような事案が多いのか、それについての対策など、防犯に対する市の考えを担当部長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

初めに、本市における犯罪件数の推移につきましては、平成26年中616件、平成27年中456件、平成28年中331件、平成29年中383件、平成30年中259件となっており、5年間で半数以下に減少している状況でございます。

これも各自治会において結成され、日々実施していただいております、ふるさとみまわり隊の方々の防犯活動や校区まちづくり協議会による青パト活動、中間市少年相談センター補導員の補導活動等による効果が大きな要因であると考えております。

次に、犯罪種別といたしましては、平成30年中の259件のうち、そのほとんどが自転車の窃盗犯であり、177件となっております。

本市における防犯対策といたしましては、市内において事案が発生した場合には、折尾警察署から情報提供を受け、直ちに中間市ホームページ及び防災メール「まもるくん」において、市民に対し、周知を図っております。

本年1月22日には、高齢者の交通事故、特殊詐欺、行方不明及び孤独死に関する対策を折尾警察署と連携して活動するよう、総合的高齢者対策に関する協定を締結いたしました。

また、折尾警察署と交通安全県民運動などの街頭啓発活動を実施したり、本市のホームページや広報なかま等により、各種防犯活動に対する周知を図っているところでございます。

今後も、市民の安全安心を守るため、市民と行政が一体となった防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ご回答では、犯罪件数を直近5年で見ますと、5年前616件あった犯罪が、昨年度259件と半分以下になったということで、やはり見回り活動や青パトの巡回活動、補導員の補導活動など地道な活動の積み重ねが、この結果につながっているのではないかと私も思います。

犯罪の種類も、そのほとんどが自転車の窃盗ということでもありますことから、今後、特に自転車盗難対策に力を入れる努力をすれば、もっと犯罪を減らせるのではないかと思います。

所管課におきましては、それを念頭に置き、市民が犯罪に巻き込まれることのないよう取り組んでいただけたらと思います。

次の質問に移ります。

昨年6月議会のときに、見守りについて一般質問をさせていただきました。そのときは、市の職員が分担して、青パトを巡回させて見守りを行っていると答弁を受けました。

最近、青パトの巡回について、その活動が、市からまちづくり協議会のほうへ移管されたと聞きました。青パトを巡回させての見守り活動の内容がどのように変わったのか、またそれについての問題点や課題などはないのか、担当部長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市における青パトの活動につきましては、校区まちづくり協議会より、青パトの貸し出しを考えていただきたい旨の要望がなされておりましたことから、昨年の10月より、青パト登録を行った市公用車6台を市内のまちづくり協議会に貸与し、防犯活動を行っていただいているところでございます。

以前の市職員による活動では、平日の児童の下校時間のみの活動でありましたが、各まちづくり協議会により常時青パト活動をしていただくことで、活動時間が大幅にふえることに伴い、犯罪の抑制や地域の安心感をより高めることにつながっていると考えております。

問題点や課題などにつきましては、青パトの運転を希望する方を対象とした青パト講習会を定期的に実施しておりますが、現在約160名と少ないのが現状でありますので、今後もさまざまな周知を行い、パトロール実施者の増員を図ってまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございました。ご回答では、従来、児童の下校時のみの活動であったものが、常時青パトの活動をしていただくことで、活動時間が大幅にふえ、地域の安心を高めることにつながるので、大変よいことであると思います。

しかしながら、運転される方の登録が全体で160名と少ない点も気になります。PTAや各種団体など幅広くお声をおかけいただき、増員を図って活動を行っていただけたらと思います。

次の質問に移ります。

これも昨年の6月議会で質問をさせていただきましたが、ICタグを利用した子どもたちの見守りで、「ツイタもん」と呼ばれる防犯システムを南小学校と東小学校に導入を始

めております。

そのときに、その他4校にも導入の働きかけをお願いしましたが、他校への進捗状況について、担当部長にお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯教育部長。

○教育部長（佐伯 道雄君）

校内の昇降口等にセンサーと防犯カメラを設置し、ランドセルなどにつけたＩＣタグが通過すると、センサーが感知して職員室の専用パソコン等に送信記録される児童見守り安心システム、いわゆる「ツイタもん」でございますが、昨年の5月の22日から、中間東小学校、中間南小学校において運用を開始しております。

残りの4小学校につきましても、今月の24日から運用を目指し、準備を進めているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

それでは、現在の加入状況はどうなっていますか。担当課長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

北原教育施設課長。

○教育施設課長（北原 鉄也君）

現時点における各学校の加入状況でございますが、底井野小学校全児童数169人中、ＩＣタグ保有者34人。同様に、中間東小学校469人中211人、中間小学校218人中33人、中間北小学校299人中42人、中間南小学校451人中154人、中間西小学校280人中47人となっております。合計で6小学校、全児童数1,886人に対しまして、27.6%となります521人がＩＣタグを保有しております。

なお、今学期当初に学校を通じて、全児童の保護者へ申込書が添付されたチラシを配布させていただいております。子どもたちが安心して登下校できる環境を整備する観点からも、引き続き、本システムの活用を促してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございました。ご回答では、他の4校にも導入がなされたということで、全6小学校にこのシステムが入ったことにより、子どもたちの行動を把握する一助となり、保護者の安心にもつながると思います。

あとは、加入率が全体で27.6%ということでありますので、もっと周知していただき、大変よいシステムですので、一人でも多くの子どもたちの加入を促すようお願いを申

し上げ、次の質問に移らさせていただきます。

最後の質問となります。

最近、ドライブレコーダーや防犯カメラ、またコンビニエンスストアからの提供により、事件や事故の映像が連日連夜テレビ等で流れています。

本市において、防犯カメラの設置状況と、その効果や検証を具体的にどのようにしているのか、担当部長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市における防犯カメラの設置状況としましては、街頭犯罪の抑止を目的として、平成23年度から市内の駅前駐輪場などに、本市が防犯カメラ25台を設置しております。犯罪の疑われる事案について、折尾警察署から防犯カメラの映像照会がありましたら、現地で映像の確認及び映像データの提供を行っております。

近年、防犯カメラやドライブレコーダー等の映像が、犯罪の立証に役立っていることは言うまでもなく、また犯罪抑止の効果も必然的に上がってきているものと考えております。

過去5年間の折尾警察署からの照会件数は、年間平均5件と少なく、また街頭犯罪も減少していることから、防犯カメラによる犯罪抑止の効果があらわれているものと思われます。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございました。ご回答では、本市で設置している防犯カメラの台数が25台で、折尾署から映像の照会でデータを提供している件数が年平均で5回と少ないということから、比較的に大きな事件や事故が少ないことがわかりました。

しかしながら、防犯カメラの台数が25台では、十分な数とは言えないと思います。

調べてみますと、宗像市では平成29年度時点で、行政面積や人口の違いがありますが、170台設置していました。率にしますと、約7倍の設置数になります。

平成26年の警察白書には、防犯カメラが公共の安全を確保するために重要な役割を果たすようになってきていると言われるように、最低限の公共の場所には設置するべきだと考えます。

例えば、小さな子どもたちが集まる屋島公園には、防犯カメラは設置していません。防犯カメラの設置は、事件や事故の解決に有効な手段ではありますが、本来、犯罪を未然に防ぐために、とても効果の期待できるものであります。そのために設置をお願いしますが、先日、学校を訪問した際に、職員室で複数箇所を映し出しているカメラのモニターを拝見しました。現在、学校には何台の防犯カメラが設置しているのでしょうか。

それと、そのときに、防犯カメラ支援自動販売機の話を書きました。実際はどのようなものなのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

まず、市内小中学校における防犯カメラの設置台数でございますが、校門や昇降口付近に10校合計で48台設置しております。

次に、防犯対策自販機の質問でございますが、昨年度、福岡市内のNPO法人から本市に対し、防犯対策自販機の設置について提案がありました。

これは、飲料自販機を1台設置するごとに、防犯カメラ1台を無償で設置することができるというものでございます。設置費用を初め、メンテナンスや消耗品の取りかえなどの経費は、全て当該NPO法人が負担するというシステムになっております。

このシステムを利用して、各小学校の体育館付近に飲料自販機を設置し、学校周辺の街路灯などに防犯カメラの取り付けを進めているところでございます。

また、この防犯対策自販機につきましては、小学校以外でも、中央公民館を含む5カ所の社会教育施設にも設置し、施設の出入り口等に防犯カメラを取りつける作業を進めているところでございます。

なお、この飲料自販機は、災害が発生し、水道施設が利用できなくなった際には、避難者に無償で飲料水を提供できる災害対策機能も有しております。

これら防犯対策自販機、防犯カメラの設置が、児童や市民、施設利用者の安全確保につながるものと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

ありがとうございました。ご回答では、学校には全体で48台のカメラが設置され、子どもたちの安全が図られているので安心しました。

また、防犯カメラ支援自動販売機では、災害時に有効に活用できるということ。そして、防犯カメラの設置やメンテナンスに対して、一切費用がかからないということで、大変よいシステムだと思います。

今後も、必要と思われる場所に防犯カメラを設置していただき、市長の言われる、中間市は安全で安心して暮らせるすばらしいまちだということを全力発信できるよう期待して、一般質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、高齢者等のごみ出しの支援についてお伺いします。

足腰の弱い高齢者や、障がいなどで体の不自由な方にとって、ごみ出しの作業は一苦勞であり、特に雨の日に、傘とごみ袋で両手が塞がった状態で集積所まで歩いたりするのは、転倒の危険も高まります。

また、つえを使用している場合は、つえとごみ袋、その上、傘まで持つことが難しく、雨の日のごみ出しは諦める方もいらっしゃると思います。

本市のごみ出しがステーション化されてから8年になりますが、いまだに市民、特に高齢の方から、以前のような軒先収集に戻してもらいたいとの要望を受けることが多く、今回質問に取り上げさせていただきました。

そこで、改めてお伺いします。軒先収集に戻すことは可能なのかお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

井上環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（井上 一君）

平成22年度まで、ごみ収集車の収集員が車両後部のステップに立ったまま乗車し、小まめに下車し、軒先のごみを収集しておりましたが、道路交通法第55条に抵触することや、これに起因する交通事故の防止のため、軒先収集を中止しております。

その際に、各自治会と協議の上、収集ルート上に、おおむね10世帯に1カ所ごみステーションを設置し、収集員がその都度、車両座席から降車して収集するごみステーション方式に、平成23年度から切りかえております。

このように、収集手順が従来と大きく異なっておりますことから、軒先収集に戻すことは、収集時間のおくれやコストの増加が予想されますことから、困難であると考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。道路交通法の関係で、収集車後部のステップにつかまり立ちすることができない。いちいち座席からおりて収集している。仮に軒先収集に戻すと、時間がかかることと手間がかかるため、その分新たな費用が発生するかもしれない。軒先収集に戻すことは難しいとのご答弁だったと思います。

ご存じのように、ステーション収集の一番の問題は、ごみを出した人を特定しづらいという点であります。

先日、収集日と勘違いし、出してあったごみ袋がカラスに荒らされ、ごみが散乱していたことがありました。結局、誰が出したのかわからないので、本人に注意することもでき

ず、気がついた人が後始末するしかありませんでした。

ほかにも、分別が不適切で収集されなかったごみ袋が放置されたままになっており、自治会で後始末をしたこともあります。

これが軒先収集なら、ごみを出した人が明確なので、そのような問題は防ぐことができます。

また、認知症などで収集日がわからなくなったり、分別ができなくなったりすることがありますが、軒先収集なら、ごみの出し方の様子で、見守りや安否確認をすることも可能であります。

その他、自治体未加入の方は、ごみステーションを使わせないなどのご相談も受けております。

今さらですが、軒先収集は、本市の誇るべき市民サービスの一つだったのではないかと思います。

また、近年、都市部で軒先収集に切りかえる自治体がふえているようです。ごみ出しのマナー改善が目的でしたが、ごみの量が減るという思わぬ効果があり、注目されています。また、ごみ当番が煩わしいとの理由から、住居を決める選択肢の一つになっているようです。

共働きが主流になりつつある社会情勢を見ましても、このような傾向は増大していくのではないのでしょうか。収集業者の皆様にとっては負担は大きいかもしれませんが、市民サービス向上のため、いま一度、収集方法の検討をしていただきますように要望いたします。

長くなりましたが、改めまして、今現在ごみ出しが困難な方の支援はどうしているのか、市としてどのような支援を行っているのかお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

井上環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（井上 一君）

まず、自治会には、日ごろから隣組など、ご近所での助け合いをお願いしているところがございます。

また、中間市シルバー人材センターでは、65歳以上の高齢者世帯や体のご不自由なひとり暮らしの方々を対象に、ワンコインサービスなかまシルバー生活支援隊として、1回100円で10分程度の作業を請け負い、事業を行っており、市に問い合わせがあれば、活用をご案内しております。

平成30年度の実績として38名の利用があり、定期的な利用と一時的な利用を合わせまして延べ件数となりますが、ワンコインサービス利用総数1,157件のうち、ごみ出し利用は1,127件となっております。

ほかに、訪問介護サービスでは、複数のサービスメニューの組み合わせであるため、実

数は把握できておりませんが、ホームヘルパーによる生活援助の一環として、ごみ出しを依頼することも可能でございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

現状としては、親族や近隣の方の支援、また介護ヘルパーを頼んだり、シルバー人材センターに依頼したりと、自助努力、自己負担で対策を講じているということですが、よろしいですか。

これまでのご答弁からは、市としてごみ出しの支援は、それほど大きな問題と捉えていないように感じますが、本市の高齢化の進展は早く、特に75歳以上の高齢化率は、本年4月の統計で県下26市中、トップの19.5%です。半年で0.5ポイント伸び、人数にして117名も増加しています。

資料によれば、75歳以上は8,132人とのことですが、本市でひとり暮らしの高齢者の方は何人おられるのか、お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

村上環境保全課長。

○環境保全課長（村上 智裕君）

ひとり暮らしの高齢者は、65歳以上で2,915世帯、後期高齢者となります75歳以上で1,668世帯、国勢調査のデータとなっております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

4年前の国勢調査の数値では、65歳以上で2,915人、75歳以上では1,668人ということですが、独居の方がこれだけ多いのですから、障がいをお持ちの方も含めれば、ごみ出し支援のニーズは大きいと思われます。

国は、高齢化の進展に伴い、ごみ出し支援の実態を行い、今期からモデル事業を開始しています。

政令市の中で高齢化率が一番高い北九州市では、5年前から、ごみ出しが困難な世帯に、週1回軒先で収集するふれあい収集という事業を行っています。ごみが出ていないときには声をかけ、安否確認も兼ねています。

15年前から、ふれあい収集を行っている横浜市では、年に1回程度、人命救助につながる事案があるそうです。

地域によっては、自治会が学校と連携し、中学生が登校時にごみ袋を集積所まで運んでいるところもあると伺いました。

さらに、軒先収集を行っている自治体であっても、収集日にごみ出しが難しい高齢者に

対し、ふたつきのごみ箱、ハンディキャップボックスや、ごみ袋に張りつけるハンディキャップシールを配布し、収集日以外にもごみ出しができるようにしているところもあります。

環境省の調査では、全国の2割の自治体は何らかの支援を行っているそうです。

本市のひとり暮らしの高齢者の増加は必至であり、今後、ごみ出し支援のニーズは増大していくものと予想されます。市としてどのような対策を考えておられるのか、お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

井上環境上下水道部長。

○環境上下水道部長（井上 一君）

本市の高齢化率は県内でも非常に高く推移しており、また、先ほど申し上げましたワンコインサービスの利用件数もふえておりますことから、ごみ出しの困難な高齢者や、体のご不自由な方々の支援について、重要な課題と認識しているところでございます。

これは本市のみならず、多くの自治体にとっても共通課題となっており、これまでも遠賀・中間地域広域行政事務組合を構成する1市4町や、県や清掃協議会での議題として情報交換を行っているところでございます。

また、環境省でも、本年1月に全国自治体に対しまして、高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査を実施しており、今年度中に高齢化社会に対応した廃棄物の制度設計に向けたガイドラインの作成が予定されております。

本市におきましては、今後とも、このガイドラインの方向性を注視するとともに、先進自治体の事例を参考に、広域事務組合と連携しながら、さらには中間市の厳しい財政状況を踏まえまして、対応策について今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ごみ出し支援は重要課題との認識はあるが、今のところ具体的な対策は考えていない。国のガイドラインが出てから検討していきたいとのご答弁と受けとめました。

取り組みとしては、少し遅いのではないのでしょうか。本来なら、高齢化のスピードに呼応して、本市が先進地として事業展開をしてもおかしくない課題であるはずです。

まずは、本市のごみ出しの実態調査をしていただき、ニーズの予測を立て、先行できるところから取り組んでいただきたいと思います。

遠賀4町の高齢化率は31から33%と、本市より4から5ポイント強低いのですから、広域事務組合におきましては、本市がリードする協議検討をしていただきますように、重ねてお願いいたします。

続きまして、結婚新生活支援事業の導入について質問いたします。

6月7日、厚生労働省は、昨年生まれた子どもの数は91万8,397人と、統計が残っている1899年以降、最も少なく、1人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を示す合計特殊出生率は1.42で、3年連続下がり、今後も人口減少の傾向は続くとの、厳しい見通しを公表しました。

本市におきましても、昨年の出生数は252人、国と同じく過去最低であります。

さて、結婚新生活支援事業は、内閣府の地域少子化対策推進交付金であり、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯の新居の購入費、家賃、引っ越し費用等に対して、最高30万円の補助金を支給するものです。対象は夫婦ともに34歳以下で、世帯所得340万円未満、年収に換算すると530万円程度という制約はありますが、若者世代が結婚後の居住地を決める動機づけの一つになるのではないのでしょうか。

本来、少子化対策の事業ではありますが、高齢化の高い本市にとっては、若者世代人口の囲い込みや、ふやしていくための施策として活用できるものと思われれます。

本市の人口政策として、結婚新生活支援事業を取り入れてはいかがでしょうか、所見をお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

議員おっしゃる内閣府の少子化対策であります結婚新生活支援事業、これは平成28年度に開始をされた事業でございますが、新婚世帯に対しまして、結婚に伴う新生活に係る費用を支援する事業でございます。

内容については、今、議員ご説明ありましたように、各自治体である程度定めていくものでございますので、おおむね30万円を限度といたしまして給付をするというものでございますが、これに対する国の費用の補助率は2分の1、半分を市が負担しなくちゃいけないということになっております。

本市では、定住促進事業に関しましては、特に保育料の大きな軽減等の子育て支援を中心にやってまいりましたことは、議員もよくご存じのことと思います。

それに加えて、また結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援という推進を可能にするために、同じく少子化対策事業ではございますが、平成26年度から、この事業よりも少し先に出了たものでございますが、結婚支援事業を選択をいたしまして、福岡結婚予備校というものを実施をしてまいりました。

この事業は、未婚の男女を対象に、人と接する、人と触れ合う、人を愛するということはどういうものかということをもみんなで研修をしながら、みずからの結婚観を深め、他者とのコミュニケーションを円滑に行うスキルを習得するというものでございます。

この中で、結婚まで至った人の数は、委託業者によりますと、16名おられたということをお伺いします。

受講者アンケートの結果によりますと、それまで人と接することが苦手だった。それから、人との出会いが少ないと考えていたという前置きを置きながら、男女の考え方の違い、思いやり、配慮の大切さなどなど、大変役に立ったということで、満足度は平均して94%いただいております。

この結婚支援事業で、中間市内に結婚をして定住していただけたら大変ありがたいと考えておったところでございます。

中間市におきましては、掛田議員にご提案いただいた結婚新生活支援事業につきましても、どのくらいの効果が見込めるのか、また他市町村を参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

主に、少子化対策の視点からのご答弁をいただいたように思いますが、平成26年から行ってきた結婚支援事業、5年間で16組がご結婚したということではありますが、この中で、中間市で新婚生活をスタートされた方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（下川 俊英君）

平川こども未来課長。

○こども未来課長（平川 佳子君）

結果から申し上げますと、中間市に何組住んでいるかは不明でございます。

中間市が行いました結婚支援事業は、婚活パーティーではなく、結婚観を育み、結婚に対するプラスイメージを定着させる事業でございましたので、調査しておりません。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

今のご答弁にありましたが、結婚支援事業は確かに国の少子化対策事業ですから、結婚した方が日本国中どこに住もうが構わないという事業だと思いますが、せっかく中間市で行っているのですから、可能な限り市内に住んでいただくためのアピールはすべきだったのではないかというふうに思います。

仮に、結婚支援事業と結婚新生活支援事業をセットで取り組んでいけば、中間市がより恩恵をこうむることができる事業にしていくことができたのではないのでしょうか。

今行っている事業を、いかにして中間市や中間市民のために役立つようにするのかを考え推進していくのが、行政職員の仕事に対する姿勢であるはずですが、今さらながら、少し残念でなりません。

ご答弁では、他市町村を参考にしながらとの検討ということですが、ここからは改めて市長にお伺いします。

来年は5年に1回の国勢調査があります。平成27年の調査では、中間市の人口は5.5%減少しました。令和2年の人口推計は6.9%減少の見込みであると、先日、説明を受けたばかりです。推計どおりになれば、中間市の人口は4万を切り、3万8,000人台になるそうです。国勢調査の人口は、国からの地方交付税の算定の基礎になりますから、財政的にも厳しくなるということは、市長も十分ご存じのはずです。

昨年3月議会で、定住促進について質問をし、近居補助など他市の定住促進事業を紹介させていただきました。しかしながら、その後、本市の定住政策は、優先順位が低いのか、空き家対策事業からの拡充は見受けられません。

就任から2年、中間市の魅力を全力発信と、遠賀川フェスを初め、さまざまなイベントに出席し、市長みずから盛り上げてくださり、楽しまれた市民も多くおられることと思います。マスコミへの露出をふやし、中間市の知名度を上げるため、精力的に取り組まれている市長の姿勢は評価したいと思いますし、交流人口が増加することは、地域の活性化にとって大変いいことだと思います。

だからこそ、中間市が祭りの後の静けさにならないために、イベント予算を多少削ってでも、人口減少に歯どめをかけるための具体的な施策に予算を傾注するべきではないでしょうか。人口政策としての結婚新生活支援事業について、市長の見解をお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私の考えですが、中間市をご存じない方に対して、中間市の魅力を掘り起こし、そして中間市をご存じない方に、もっともっと中間市の魅力を全力発信していくことは、中間市が活性化していったら、そしてそれによって、人や仕事が集まってくるまちに変わっていくと。そして、そうすることによって、おのずと財政状況も改善していくものと、私はこれ信じております。さらに、確信もしております。

そういう理由で、私はイベント費、今、議員がおっしゃったように、減額をしてくれということでございますけども、今のところ、申しわけございませんが、全く考えておりません。

議員のご提案の結婚新生活支援事業、これなど検証を踏まえて、中間市において、これは有効的だと、あると思われる事業につきましては、これ前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

市長、持ち前のやはりアピールポイントですかね、本当に市長しかお持ちでない力だと思いますので、十分発揮していただきたいと思います。

ただ、人口減少に関しては待ったなしで、本当にせっぱ詰まった問題になっておりますので、もう少し優先順位を上げて取り組んでいただきたいというふうに要望して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、R P Aを活用した自治体業務の効率化について質問いたします。

中間市行政経営プラン改訂版の策定、大変にお疲れさまでした。

厳しい現状を打破すべく、59にわたる取り組み項目が掲げられました。その中に、時間外勤務の縮減や職員数の縮減の項目があります。

人口の減少に比例して、仕事も減るのであれば可能なかもしれませんが、国からの権限移譲等により、仕事は多様化し、事務量がふえ続けている現状があります。職員の意識改革と努力だけで推し進めることは、過労やストレスなどで体調を崩す人がふえ、業務が立ち行かなくなってしまうのではないかと危惧しております。

そこで、R P A、ロボティック・プロセス・オートメーションの活用を提案したいと思います。

R P Aは、人が行ってきたデータ入力などの定型的なパソコン業務を、ソフトウェアロボットによって自動化するものです。

例えば、帰宅時にキーを押すだけで、翌朝にはでき上がっているというようなイメージです。ロボットですから、早くて正確です。

民間では、人手不足の解消や業務効率の向上の観点から、導入が進んでいます。働き方改革の大きなツールとして注目されております。自治体でも実証実験を行い、導入が進められております。

R P Aの活用に当たっては、各部署それぞれの業務の標準化が求められます。そのため、職員が業務に対する問題意識を持つようになり、意識改革が図られ、業務改善の素地をつくる効果が期待できるそうです。

職員の負担軽減だけではなく、本市の行政改革の大きな力になるものと思います。R P Aの活用についての所見をお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

R P Aとは、ロボティック・プロセス・オートメーション、先ほど議員がおっしゃった、この略称でして、人工知能等の認知学習機能、これを活用することで、業務の自動化、効率化、これを図るものですね。

また、R P Aは、大量かつ単純な同一作業を処理することに適性のあるシステムでして、窓口業務で数多く行われております申請手続ですとか、会計事務、給与計算等の定型的な業務においてR P Aを活用することにより、データ入力の省力化、それから人力的ミス発生の防止等、こちらの効果があるとされております。行政の効率化を図る観点からも、試

行的に導入する自治体がふえてきております。

私も、R P Aは中間市行政経営プランに掲げられた取組項目の推進に寄与できるのではないかと強い関心を持っております。本市におけるR P Aに係る現況につきましては、所管部長から説明させていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

田中市長公室長。

○市長公室長（田中 英敏君）

それでは、説明させていただきます。

R P Aを含む先進技術の自治体の導入につきましては、国におきましても、人口減少や高齢化の進行する中で、増大が予想される事務を効率的に処理するために活用、推進する取り組みがなされております。

具体的な事例といたしましては、本年度の事業といたしまして、総務省がR P A導入補助の公募を行い、全国で82団体が採択候補団体となっております。

本市におきましても、制度改革を初めとした事務量の増加に伴い、デジタルテクノロジーの進化を積極的に取り入れ、業務プロセスの見直しや生産性の向上を図る必要があると考えます。

そのため、全庁的な事務事業の見直しの中で、行政運営の効率化を進める手法の一つとして、R P Aの導入効果を調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁をありがとうございます。

中間市行政改革経営プランの計画期間は5年であります。5年後の中間市の見通しは大変に厳しい数値が並んでおりますが、行政改革本部長であられる市長のもと、知恵を出し合い、この難局を切り開いていただきますように切にお願いし、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（下川 俊秀君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

黎明会の梅澤でございます。通告書に従いまして、一般質問いたします。

公共施設のあり方について。

まず、中間市公共施設等総合管理計画について伺います。

確認のため、本計画の目的、そして今後のスケジュール、今の進捗状況を教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市では、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、財政状況が厳しく、さらには人口減少や少子化により、今後の公共施設等のニーズが大きく変化することが見込まれる中で、公共施設等の全体を把握し、中長期的視点に立って、総合的かつ計画的な管理を行うため、平成２６年４月の総務大臣通知に基づき、本市の公共施設等の適正配置と有効活用の方向性を明確にし、今後の公共施設等のあり方についての基本方針を示すことを目的として、平成２９年３月に中間市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

その後、社会教育施設につきましては、中間市社会教育施設等あり方検討委員会において、平成２９年度から平成３０年度にかけて７回の同委員会を開催し、議論を重ね、報告書を取りまとめております。

また、学校教育系施設につきましては、昨年度に中間市学校施設長寿命化計画を策定したところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本年度から令和２年度までの２カ年をかけまして、既に長寿命化計画を策定している学校教育系施設等を除く、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、中間市公共施設等個別施設計画を、社会教育施設等あり方検討委員会にて議論されました内容を踏まえながら策定いたします。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

管理計画策定に２カ年、個別計画策定に要する期間が約２年、そうすると計画策定におおよそ４年間の期間を要したということになりますが、正直タイムスケジュール的に余りにちょっと遅過ぎるのではないかと思います。いかがですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

中間市公共施設等総合管理計画等の各計画につきましては、本市の公共施設等の適正配

置と有効活用の方向性を明確にし、今後の公共施設等のあり方についての方針を決定するものであり、公共施設の廃止・集約化・複合化・用途転用などによる総量の最適化についても検討を行うため、市民への影響が大きいことから、これまで慎重に検討を行ってまいりました。

また、令和２年度末までに策定予定の個別施設計画につきましては、施設の老朽化状況の把握や健全性の評価などをもとに、実態に即した計画を策定する必要がありますので、実務経験を有するコンサルタントに支援業務を委託することとしており、今月末に入札を行い、委託業者が決定する予定であります。

業務の工程といたしましては、本年度中に対象施設の調査を完了し、令和２年度には国のインフラ長寿命化基本計画に示される個別施設計画に記載すべき項目などを踏まえ、中間市公共施設等個別施設計画書として取りまとめを行います。

今後も国の示すスケジュールにのっとり、スピード感を持って適切に進めてまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

スピード感を持ってやっていただくことは大前提だと思います。そもそもこの管理計画策定の前に、公共施設の保有、そして運用について、財政上どうあるべきかという議論のほう为先だと思いますが、いかがですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

総合管理計画におきましては、現在の施設をこのまま維持したならば、財政上どのくらいの負担になるかを推計した結果をもとに策定した計画でございます。

今後の個別施設計画の策定に当たっては、各施設の劣化状況等の現況を把握し、維持管理に必要な費用を算出し、公共施設の廃止・集約化・複合化・用途転用などによる総量の最適化と、その効果等を検討した上で、本市の財政上どうあるべきかという点も踏まえまして、検討してまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

管理計画の中には、存廃問題もあろうかと思いますが、ある一定の部分でしか議論していないのではないかと。基本はまず財政上どうあるべきかという議論からスタートして、その中でどのような公的施設の運用をやっていくべきなのか。公的施設の管理運用ではなくて、公的施設のあり方とかありようというのがベースにあって管理運用というものがあ

ると、私は思います。

実際に、今、中間市には117の公共施設がある中で、本当に必要なものってどれなのってということがはっきりと見えていない状況です。総合管理計画ができた更新費用削減目標というものがあります。

これは、中間市が今後40年で公共施設に係る経費を算出した数字であります。約700億円の財源がかかる見通しです。40年で40%削減していくというものを出した根拠はどこにあるのか。その目標にどういう取り組みをしていくのか。今は全く見えていません。我々議会に対して、しっかりと説明を行っていただかないと、判断のしようがありません。そのあたりはどうですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

個別施設計画により、各施設の方向性を決定するに当たっては、数値等による客観的な基準を設定し、明確な根拠に基づいて検討をいたします。

また、この計画に盛り込む具体的な項目といたしましては、計画策定に当たっての背景、目的、目指すべき施設のあり方、施設の運営状況、活用状況、老朽化状況、整備の基本的な方針、長寿命化計画の実施計画、中長期保全計画、長寿命化計画の運用などを定めることとしており、これらの項目をもとに丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

結局、施設の保有量の削減というのは前提にあるものの、それを行うあり方とかがありやうというのが、今、ふわふわしている状態で全く見えていません。

公共施設を民間に活用してもらおうという方向にしていくのか、それとも長寿命化していくのか、いろんな形があると思います。全庁的な考え方というのが必要であると考えんですが、そのためにあり方ということがないと、施設の管理計画そのものが生きてこない。

中間市の将来的な維持発展のために、今の財政状況では、とてもじゃないけど立ち行かない。10年後、20年後、もう少し先を見据えたときに、しっかりとありようを考えるべきだと、私は思います。

私はその上で、公共施設のあり方は、市長がリーダーシップをとっていくべきであると考えますが、市長の所見をお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

この中間市公共施設等総合管理計画、これは本市の今後の40年間の公共施設のあり方

についての基本方針を示すものであり、本市の将来を決定する重要な計画となっております。

今後、この個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画であります個別施設計画を策定いたしますが、本計画により決定した方向性について、多くの方々にご理解いただけるよう丁寧な説明を行うとともに、私もみずから先頭に立って、本計画に基づく取り組みを進めてまいります。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

では市長、市長自身は公共施設はどうあるべきだと思いますか。お聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

今、議員が先ほどからおっしゃるように、我々の今やっていますこの委員会を立ち上げるにおいて、この施設のあり方ですとか、長寿命化をさらにどういうふうに活用していけば、もっとよりよい施設になるべきなのか。

そして、本来この施設というのは誰のために、そして何のためにつくったかという意味合いですね。それをもっと我々が本来もっともっと意見をしながら、あり方を考えなきゃいけないというところに来ているんだと思います。

それが、今、老朽化ということになって、改めて考える時期になったと思っていますが、私自身としましては、とにかく時代に合った近未来的な、さらに価値のある、そして将来的につくってよかったなという価値観があるようなものに向けて、これから検討していきたいなと思っています。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

前回の一般質問でも質問させてもらいましたが、公共施設の広域的視点、これはやはり首長の腕力があってこそ成せるものだとは私は思っています。

市長には、その部分をご理解いただきまして、強い姿勢でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、公共施設のあり方に関連して、新公会計システムについて概略をお聞きします。

○議長（下川 俊秀君）

大貝公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（大貝 憲司君）

地方公会計は、平成２７年度から平成２９年度までの３年間で、全ての地方公共団体に

において、統一的な基準による財務書類等を作成する制度でございます。

地方公会計システムで作成される財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書で、一貫性を備えた開示を目的としており、これらの情報を用いることにより、従来の官庁会計に比べ、多角的な財政状況の分析や類似団体との比較等が可能となり、資産の状況や将来の負担、行政サービスのコストなどを明確にし、より一層の行財政改革の推進に役立てたいと考えております。

また、固定資産台帳は、この財務諸表を作成するための補助簿として整備されるものになります。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

今のを簡単に解釈しますと、企業会計を用いて、今の中間市にどれくらいの財産があって、どれくらいの負債があって、どれくらいの資本がある。それを見える化していくということでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

大貝公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（大貝 憲司君）

そのとおりでございます。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

では、今現在の公的施設における耐用年数内の維持管理費用の経費の計上は、どのようにされているかお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

公的施設の耐用年数内の維持管理上の費用につきましては、小規模な費用については、施設の所管課において、日常的な管理の中で必要と認められるものについて積算することといたしております。

一方、施設の改修など大規模な費用については、建設部局で調査の上、設計を行い、積算することといたしております。

また、あらかじめ見込まれる大規模な改修費用については、その事案ごとに実施計画を立案し、計画的に実施できる体制づくりを行っております。

このような経過を得て積算された費用は、財政部局等で所要額や要否を精査し、予算に計上し、議会の議決を得た後、予算執行をされます。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

今の経常の仕様はわかりました。

では、公共施設における将来発生する負担に関しては、どのように財政上経常されていますでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

これまでは、公共施設に関し、将来発生する負担への対応については、十分ではございませんでした。

しかしながら、今後策定する個別施設計画等の方針に基づいて、順次外壁改修や耐震補強などの施設の長寿命化や基金への積み立てを強化することなど、費用負担を平準化する取り組みを行ってまいります。

また、現在作成しております固定資産台帳の活用方法などを研究し、今後の公共施設マネジメントへの活用を行うなど、新たな公会計制度を取り入れた手法を導入することにより、将来の財政負担に備えてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

今の答弁が財政上適正な計上であった。また、適切な計上であったとしても、本来であるならば、今、おっしゃられたように耐用年数が４０年、５０年と物件ごとにわかっているものに対して、将来発生する負担分を基金とか積立金として計上するのが普通じゃないですか。

これは、どの自治体にも言えることだと思いますが、公共施設は建てたものの、その維持管理については、費用が発生してから計上という方法が、果たして正しいのかという議論は、どこからも出てこないんでしょうか。

中間市を含む多くの自治体で、公共施設が一斉に耐用年数を迎える。これは、今の私たちが昔のつけを支払っているということにほかならないと思います。

こうしたつけを、将来の中間市に残さないためにも、しっかりとした予防的措置も講じていかないといけないと思いますが、いかがですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

議員がおっしゃるとおり、そのとき建てるだけの経緯ではなく、やはり３０年後、

50年後を見越したその施設と付属するものも含めまして、計画的に財政的な措置を考えていかなければならないと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

よろしくお願いいたします。

次に、固定資産台帳の整備状況についてお聞きします。

先ほど財務諸表を作成する補助簿として、固定資産台帳を整備されているとおっしゃられておりましたが、中間市における固定資産台帳の整備状況を教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

大貝公共施設管理室長。

○公共施設管理室長（大貝 憲司君）

固定資産台帳の整備状況については、本市においては、平成28年度分まで整備済みであり、平成29年度分は現在調整作業を行っております。

固定資産台帳は、一物件当たり取得価格や減価償却累計額、資産負債属性情報など、72項目の情報の登録が必要ですが、本市では、現在420件の物件を登録しており、この情報の収集、分析、入力等に係る事務量は膨大になります。

経費の関係上、この作業を全て職員で行っておりますが、通常業務と並行しての作業となるため、平成29年度分については、若干のおくれを来しております。今後、完備に向けて鋭意努めてまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

平成28年度までの整備状況とのことですが、毎年、個人や法人に対しては、固定資産税の課税のために課税台帳はあるはずです。それなのに、平成28年度までしか整備されていない状況、私は今の中間市に幾ら財産があって、幾ら負債があって、幾ら資本があるのか見える化していく新公会計のシステムには、固定資産台帳の整備が必要不可欠であると感じます。

単に見える化するという目的だけではなく、公的施設にどれくらいの資産価値があり、その施設に対してどれほどの経費をかけているのかということ、しっかりと行政としても理解していただき、開示することで、我々議会が判断する基準にもなると感じます。

また、総務省が発表している固定資産台帳に関する資料によりますと、内部利用の例としましては、耐震診断や耐震化の状況、利用者数や稼働率等の情報を追加することにより、公共施設の統合の検討や、効率的な施設運営方法の検討に活用する。

固定資産台帳の情報をもとに、公共施設の維持管理、修繕、更新等にかかわる中長期的

な経費の見込みを算出すること等により、公共施設総合管理計画を充実・整備化する。

予算の要求や査定において、施設累計ごとの経年状況等を比較分析し、公共施設の老朽対策等について、めり張りのある予算編成を行う。

外部の利用例として、公共施設の情報を公表することにより、民間事業者によるPPP、PFIに関する積極的な提案を促進する。

資産売却可能区分を公表することにより、民間事業者における買収等の検討を促進し、公有資産の有効利用を図るとあります。

固定資産台帳の整備は、平成27年の総務省通知で努力指標として示されておりますが、中間市のような極めて厳しい財政下にある自治体は、率先して義務的課題に格上げして取り組むべきではないでしょうか。

また、固定資産台帳の整備に当たっては、公表することが前提として、固定資産台帳マニュアルに記載されております。補助簿としての機能だけではなく、財政状況の把握のために作成、保存、公表はするべきではないでしょうか。いかがですか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市においても、でき上がった財務諸表等はホームページ等で公表をいたす予定にしております。

ほかの自治体においても、全てができ上がりましたら公表をするようになると思いますけれども、まだできていないところによると、中間市と同じように、今はつくっている最中だと思います。

その公表したデータを、中間市で類似団体等と比較することによって、中間市で不足している、足りない部分というのも見えてくるものと思いますので、活用してまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

内部利用・外部利用のためにも作成して、公表していただき、活用してもらいたいと思います。今までの公共施設は、行政サービスの提供のために経費をかけてきました。

しかし、中間市の財政状況は大変厳しいものだ認識しております。であるなら、今からは、先ほども申しましたとおり、公共施設にどれぐらいの資産価値があり、その施設にどれほどの経費をかけているかということも、財政的にシビアに見ていかなければならないと感じます。

単に行政サービスの縮小という話ではなく、集約化や複合化はすぐにでもできることだと思います。これが本来、公共施設が財政上どうあるべきなのかという議論だと私は思い

ます。

今現在の公共施設のあり方、そして維持管理に関する経費の計上を、財政上どうあるべきなのかを、行政としてもしっかりと議論していただき、今後のスピーディーな公共施設のあり方について進めていただけるようお願いしまして、私からの質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。

通告に従って、一般質問を行います。

昨年12月議会でも同じ質問をいたしました。時間が足りなかったこともあり不十分でしたので、今回も地域公共交通の取り組みについて質問をいたします。

まず、不採算バス路線の維持確保に取り組んでいる中で、公共交通空白不便地域への対応として、本市でも地域公共交通会議を設置して、対応に努めていることは十分に理解しております。

具体的な取り組みとして、路線固定乗合タクシーとデマンド型乗合タクシーが、2校区で実施がしてあります。実施開始から随分と時間が経過しました。現在の状況をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

平成27年10月から、乗合タクシー事業として運行を開始しました南校区コミュニティバスは、地形的な高低差による交通不便地を対象に2系統を運航しております。

また、平成28年10月から運行を開始しました底井野校区コミュニティバスは、本市の西部地区の公共交通空白地の解消を目的に、2系統を運行しております。

南校区コミュニティバスの定時定路線乗合タクシー事業の状況につきましては、太賀・朝霧系統と通谷・桜台系統の2つの路線を合わせて、平成28年10月から平成29年9月までの利用者数は1,725人、運行収入は32万8,400円、運行経費は24万7,429円であり、市補填額は21万4,029円でございます。

平成29年10月から平成30年9月までの利用者数は2,601人、運行収入は49万4,300円、運行経費は26万5,200円であり、市補填額は21万1,900円でございます。

平成30年10月から平成31年3月までの6カ月の利用者数は1,376人、運行収入は26万1,300円、運行経費は13万5,820円であり、市補填額は10万7,620円でございます。

また、底井野校区コミュニティバスのデマンド型乗合タクシー事業の状況につきましては、垣生・下大隈系統と砂山・底井野系統の2路線を合わせて、平成28年10月から平成29年9月までの利用者数は1,179人、運行収入は19万7,900円、運行経費は104万7,900円であり、市補填額は85万円でございます。

平成29年10月から平成30年9月までの利用者数は1,414人、運行収入は23万9,200円、運行経費は118万470円であり、市補填額は94万1,270円でございます。

平成30年10月から平成31年3月までの6カ月間の利用者数は603人、運行収入は10万5,800円、運行経費は48万8,530円であり、市補填額は38万2,730円でございます。

なお、市補填額のおおむね2分の1は、地域公共交通の補完事業として実施していることから、国の補助金が交付されております。地域公共交通網形成計画では、南校区コミュニティバスの評価指標として、一便当たりの利用者数を目標2人と掲げており、運行当初は0.91人でしたが、利用者が876人増加し、直近では1.7人と目標に近づいております。

また、底井野校区コミュニティバスでは、利用者が235人増加し、一便当たりの平均利用者も1.6人を超え、両校区のコミュニティバスともに着実に利用者が増加している状況でございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

行政からの補助金、今、説明がありました。平均すれば南校区が大体補助金が200万円。底井野校区が大体100万円弱、2つ合わせたら300万円が行政から補助金が出ていると。

あと、西鉄バスさんにも残っていただく分で、年間幾らぐらい補助金が出ているんですか。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

西鉄バスへの補助金につきましては、本年度1,792万4,000円を計上しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

全般的な交通に関係する行政からの補助金の分の確認なんです、ほかにもハピネスの

送迎バス、これ以前聞いたとき700万円ぐらいだったと思うんですが、これに変わりないでしょうか。誰かわかりますか。

○議長（下川 俊秀君）

ハピネスの送迎バスは誰が。はい、船津保健福祉部長。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

済みません。ただいま資料を持っておりませんので、金額ははっきり覚えていないんですが、これはあくまでも送迎バスですので、コミュニティバスとは……。

○議員（8番 草場 満彦君）

いや、それはわかっています。ただ、交通機関としては厳然とあるわけですから、そこに行政として幾らの補助金が出ているのかということを知りたいんです。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

はい。済みません。（「所管課が知っとるけん、そこんところは。大体でいいよ」の声あり）

○議員（8番 草場 満彦君）

以前聞いたら700万円ぐらいだったんですよ。

○保健福祉部長（船津喜久男君）

はい。

○議員（8番 草場 満彦君）

いいです。じゃあ、はい。あと、それと……。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

去年だったか、筑鉄さんに枕木の交換等で、中間市も幾らかの補助金が出さないといけないというふうに聞いていましたけれども、それは幾らぐらいだったんですか。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

昨年度の筑鉄さんへの補助金につきましては、221万9,000円を支出しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

交通会議、これ年間でいいんで、委員さんたちの費用弁償はいかほどかかるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

白石都市計画課長。

○都市計画課長（白石 和也君）

1回の地域公共交通会議の開催に際しまして、委員29名のうち民間選出の委員20名分の交通費として、1名当たり2,000円、20名で4万円。それとは別に、1名おられます学識者のアドバイザー費として8,000円、合計4万8,000円を見込んでおり、当会議を年5回開催することを想定し、本年度報償費として24万円を計上しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

ほかにも交通に関係する補助金が出ているかもしれませんが、今のを全部足せば2,000万円以上。恒久的な財源とまでは言いませんけども、今の体制、考えが変わらない限りは、2,000万円以上の恒久的な財源が、これから先も必要になってくるというのもご理解していただきたいと思います。

先ほど乗合タクシーの現状の状況と、今、補助金の状況を伺いましたけども、地域公共交通の取り組みの目的というのは、地域公共交通の活性化と利用者の利便性の向上を図ることであると思いますし、何より財政的にも持続可能であって、地域に密着した公共交通対策が求められているものと思います。

現在の先ほど説明があった取り組みで、今、申し上げたような内容が、近い将来に完了、完結するものなのかと。どのようにお考えでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

今後の取り組みにつきましては、地域公共交通網形成計画が5カ年計画として平成27年度に策定され、本年度で4年目を迎えております。

そこで、過去の南校区コミュニティバス及び底井野校区コミュニティバスの運行実績データの分析を行い、両校区で実施しました住民座談会でのご意見などを踏まえ、本年5月の地域公共交通会議において、南校区コミュニティバス運行ダイヤの改正を本年10月から実施することとしております。

今後も地域の実情に沿った運行ダイヤの変更や、著しく利用者の少ないバス停の見直しなどを行うことで利便性の向上を図り、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。

このことから、本計画の最終年度におきましても、コミュニティバスの運行について、利用状況や本市が補填します費用など検証を行うとともに、公共交通の状況や市民の皆様のご意見を参考に、地域公共交通会議において、さらなる改善や目標を定める必要性を認識しております。

また、本計画は、交通政策基本法の基本原則にのっとり、今後のまちづくりを踏まえながら、地域が抱える問題を把握し、市民の快適な利用と持続可能な公共交通ネットワークを目指す地域全体を対象としたものであることから、計画の見直しにつきましても同様に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

今の平成27年に立ち上げたもので、5年計画のお話がありまして、来年が5年目になるということで、今までも何回かお聞きした中で、5年がたたないと次のステップが踏めない。

今、実証実験中みたいな答弁しかなかったんですが、今はあくまでも2校区、交通空白地、不便地を優先していますけども、この5年が経過した中で、次の、じゃあ残りの4校区をどうするのという問題が発生すると思いますが、それはどこのセクションで検討をして、誰が最終的に決断を下すものなのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

コミュニティバスにつきましては、市民の移動手段としての役割でなく、既存の交通機関を少しでも多くの方に利用していただくため、乗りかえを促す役割を担っておりますことから、コミュニティバスの交通不便地以外での導入につきましては、地域公共交通会議において、さらに運行データの分析を行い、委員の皆様のご意見をいただきながら、方針が示されるものと考えております。

その方針や、本市の財政状況並びに補助金の関係等も含めて、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

2校区だけの実施という部分、それで今から先どうなるかという部分が、一番気になるところではあるんですが、それともう一つ、買い物難民、買い物弱者、この対策は、ある面交通機関というものを切り離して考えられないというふうに私は思っております。

ですから、買い物難民・買い物弱者対策を、地域公共交通の取り組みと一緒に、同時に対応を検討すべきではないかというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

市内の公共交通網としましては、民間公共交通として、ＪＲ筑豊本線を始め、西鉄の路線バスと高速バス、筑豊電気鉄道がございます。

また、それらの交通機関を補完する機能として、本市で運行しておりますコミュニティバス２路線がございます。コミュニティバスにつきましては、交通不便地と位置づけられた２つの校区を定時定路線とデマンド型の方式で運用しております。

現在これらのコミュニティバスの利用者の中には、議員のおっしゃられます買い物難民・買い物弱者と呼ばれる方々も多く含まれているものと考えております。

しかしながら、交通不便地と位置づけられた校区以外にも、買い物に不便さを感じている方もおられると思いますが、まずは現在利用可能な交通手段を利用していただくことで、地域に根づいた交通手段の確保、維持を図りたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

なぜ私はこのことを取り上げたかといいますと、私が住んでいるのは土手ノ内でございます。大半の家が戸建ての住宅街でございますが、一丁目から三丁目まであります約１，４００所帯の方が、所帯は１，４００です。

私が引っ越してきた当初、大体２２年前ですけども、私が知っている限りでも、この一丁目、二丁目、三丁目合わせて、商店ないし飲食店が７から８店舗ぐらいございました。それが今は、こじんまりとした商店が１店舗のみと。

もともと１店舗しかなければ、さほど感じることはないんですけども、８店舗あったものが１店舗に激減していると。やっぱり普通ではないなと。私自身もものすごく不便を感じている状況にあります。

土手ノ内は、さっき部長もおっしゃったみたいに、交通の空白地ではありません。多分筑電さんが通っている関係からと思うんですけども。高齢化が進んでいる中で、１，４００所帯に１店舗しか商店がない状況をどのように考えるかと。思うかと。

それこそ、対応対策が必要というふうに思いますし、これは土手ノ内地域だけの問題ではなくて、ほかにも似たような状況の地域が、市内にほかにもあるんじゃないかというふうにも思います。

ですから、早急に状況の把握が必要であり、対応・対策の必要性もものすごく感じる部分であります。その対応・対策を地域公共交通の取り組みと一緒にできないかという要望をするものであります。

交通会議の枠から外れるものかもしれませんが、対応は必要だと思います。交通会議の座長である副市長、どのように思われるでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

白尾副市長。

○副市長（白尾 啓介君）

そうですね。私どもは交通というのは、市民の日常生活の基盤であるというふうを考えておりますので、そういう買い物難民の方なんかが、やはりこれを利用することによって、必要な買い物ができるところまで移動していただけるという、そういうところもやっぱり目的としてあると考えております。

したがいまして、今、公共交通会議の中では、そこまで踏み込んだ議論はしておりませんけれども、まずは今の2校区で行っています事業をきっちり検証した上で、その次の段階として、今、議員がおっしゃっているような買い物難民の方なんかへの取り組みもカバーできるような交通体系のあり方を議論していくことになるのではないかと。そのようにしていただいていいのではないかと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

私の前の副議長の質問でもありました。全然タイムリーでない。もっとスピーディーにできないのかということも、この交通会議に対しても、5年間検証しないと次のステップに移れないのかと。そういうことではないと思いますし、誰かが英断、決断をすれば、こっちの方向に行くべきだとか、反対に言えば、もっと違う方法があるんじゃないかというふうな。

後で僕、提案させていただくんですけども、そういった部分も可能であると思いますので、しっかりと必要性は感じていらっしゃるというふうに、私も副市長の答弁を聞きましたので、取り組んでいただきたいと思います。

次に、他地域・他行政の先進的な取り組みを参考にしながら、取り入れながらの取り組みはされてあるんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

藤田建設産業部長。

○建設産業部長（藤田 宜久君）

地域公共交通に関しましては、県下でもそれぞれの地域、それぞれの自治体で、エリア内の交通事情や特性に即した手法で運営されております。

本市におきましても、福岡県を通じまして先進的な自治体と連携し、情報交換を行い、効果的な手段を研究し、地域住民の日常生活、社会生活における移動手段の確保と地域交通の活性化を図りたいとの考えから、平成27年10月に乗合型タクシー事業の運行を開始いたしました。

そのことから、まずは確定しました中間市地域公共交通網形成計画に基づき、地域公共交通会議において、委員の皆様や地域の皆様のご意見をいただきながら、その実情に沿った見直しなどを行うことで、利便性の向上を図り、利用者の増加に努めているところでご

ざいます。

しかしながら、福岡県外にも持続可能な手段で、公共交通を運営している自治体の事例が多く紹介されていることから、それらを参考に、本市の実情に合った取り組みや手法につきましては、必要に応じて地域公共交通会議の中で、導入について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

私のほうから、何点か他行政の取り組みの紹介と私自身の要望を申し上げたいと思います。

まず、他行政の取り組みなんですが、タワラモトンタクシーという事業がございます。私ども公明党の機関紙、公明新聞の記事を読ませていただきます。

「奈良県田原本町は、昨年度移動に困難を伴う人の外出を支援するため、民間タクシーの初乗り運賃を助成するタワラモトンタクシー事業を開始し、大きく成果を上げている。従来のデマンドタクシー事業と比べ、1カ月の平均利用回数は5倍に増加、予約の競合が少なく、近所同士で自主的に乗り合うケースもあり、今後の展開が注目される」と。

「田原本町は2010年から、買い物や通院などの移動に困難を伴う人を支援するため、乗り合いのデマンドタクシーを運行してきた。登録者は2,000人を超え、1日の平均利用者は24人だった一方で、年に1度も利用しない登録者が全体の8割を占め、利用者の偏りが見られた。原因は利便性がよくないこと。町が行った登録者のアンケートでも、3時間前までに予約が必要な点や、最大2台と少ない運行台数と、停留所までの移動負担に対し、改善を求める声が目立った」と。

「利用していた住民は、午前中の早い時間に利用したい場合、前日に予約しなければならなかったと話す。昨年7月に、デマンドタクシーに切りかえ開始したタワラモトンタクシー事業は、町内の民間タクシー会社4社で使えるチケットを、町が独自に発行し、タクシーの初乗り運賃680円を助成する仕組みである」と。

「70歳以上の高齢者や妊婦・未就学児童に年間24枚、身体障がい者らに年間12枚のチケットを配付する。利用時間は午前8時から午後6時。月曜から土曜までで複数での乗り合いや、発着のいずれかが市外の場合も補助対象にする」と。

「事業開始直後に、デマンドタクシーの登録者数を上回り、昨年度はそのうち6割超が実際に乗車、月平均の利用回数はデマンドタクシーの5倍で推移している」と。

「成果を上げた背景には、町内を巡回するバス路線がないことや、鉄道・駅のある中心部から半径約3キロに収まるコンパクトな町の特色が生かされたことも大きい」と。

これは、よく本市に似ております。本市の面積は16平方キロメートルですけども、この田原本町は21平方キロメートル。ちょっと大きいぐらいの面積です。

「担当者はニーズに応えるために大きく舵を切ったと話し、町の行事の出席率やタクシー会社のサービス向上につながっている」と。「相乗効果も生まれてきていると強調する」と。

今後、免許返納や健康づくり運動など、他事業との連携も視野に入れていく考えだというふうな内容のものであります。

先ほど要望いたしました買い物難民弱者対策と、地域公共交通の取り組みの同時着手に、このタワラモトタクシー事業が参考になるのではというふうに思っております。検討の価値は十分にあると思います。

特に先ほど言いましたように、本市のように4キロ四方のコンパクトなまちでは、有効だと思います。北九州地区のタクシー運賃は、普通車で初乗りが1.6キロで670円。以降322メートルごとに80円の加算料金というふうな体系になっております。

本市の場合、初乗り運賃プラス初回の追加運賃ぐらいで、大半の方が自宅から市内の中心部に移動できる方ばかりではないのかなというふうに思います。

また、現行の2校区での実施している、先ほど聞きました乗合タクシーの補助金300万円を、この初乗り料金670円で割りますと、約4,500人分になります。乗り合いタクシーの年間利用者は、先ほど聞いた分で行くと、大体何人になるんですか。両方合わせても4,000人行くか、行かないかぐらいですね。

ですから、それ以上の300万円の仮に補助金を使っても、それ以上の方たちに対してのサービスが、この分でできるのではないかと。プラス5年たった後、残りの4校区、というふうなコミュニティー体系をとっていくか。

同じような乗り合いタクシーを展開するとしたら、今以上に補助金が行政から出るわけですから、それ以上の方たち、同じ分母で割ったときには、さっき言った4,500人以上の利用者にサービスが施せるというふうになるのではないかとというふうに思っております。

今、現行は2校区だけですから、要はにぎわっているところでは、そんなに交通不便、買い物に不便される方はいないとは思うんですけども。

さっき言いましたように、私が住んでいる土手ノ内とかは、買い物が非常に大変な地域ですから、今、実施されている2校区以外でも、そうやって困っていらっしゃる方たちがいらっしゃるということを認識していただいた上で、交通体系の活性化とか、要は利用者の利便性を向上するというのが一番大切であって、今言った、提案したのも十分に検討価値があるのではないかとというふうに思っております。

まず、この事業の調査・研究に動かれてはどうかというふうに提案をいたします。市長、どうでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

質問というか、私も実は底井野に住んでおりまして、同じく買い物難民です。私は車を持っていますので、買い物に行きますけども、残された家内というのは、もうどこに行ってもいいかわからないくらいでした。

それで、市のサービスのコミュニティバス、どこで乗ったらいいかもわからないというふうに、逆に私に責めているぐらいの、要するに住民としての気持ち、同じ気持ちを言われました。

それで、今、一生懸命、我々行政としてもやっているのは、この5カ年計画ですよ。これで、どうしてもこの最終年度において、この運行状況を、今、必死でというか検証している最中でございます。

今、議員がおっしゃられるように、他の地区では今後同じようなことをして、また同じような結果を生むような、そういったことであるのならば、はっきり言ってこれは全く意味のないことで、梅澤議員がさっきおっしゃってくれたように、スピード感を持って対応していかなきゃいけないと私自身は考えております。

ですから、職員とともに、今言われたこと、私もまだこの中間に住んで2年しかたっておりませんので、その中でも不便さを非常に感じております。それも踏まえまして、これからこの交通ですよ、やっぱり。

いわゆるあしたあるべきことは、これから問題になってくるし、それから高齢者に対する、最近免許返納ですとか痛ましい事故がたくさん起きています。運転をするというのが、気をつけるというのが、じゃあ、市として行政として何ができるのかということが、これから一緒に考えていかなきゃいけない時代ですよ。

ですから、どこから、そしたら今議員のおっしゃる意見なども、本当に貴重な意見です。我々とともにスピード感を持って、対応してまいりたいと思っておりますので、どうぞこれからもご協力お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

次の紹介なんですけども、去年、常任委員会で視察に行っていました。神奈川県のア野市でございました。もう皆さん方も先進的な取り組みをされてありますので、ご存じかと思いますが。

その中で、特に行政機関の強化の取り組みで、国交省の関東陸運局に若手の職員を派遣しているというふうな取り組みがされてありました。平成21年度から若手職員を派遣し、道路運送法の許認可事業を始め、国の高度かつ広域的な視点から運輸行政を学ばせるとともに、国の制度やさまざまな交通施策に関する情報を収集し、地元市にフィードバックするとともに、有識者や関係団体との橋渡しをすることで、地元行政の施策と関連した取り

組みができているということでございました。

これは、まだ派遣自体はずっと続いているというふうに聞きましたし、大変有意義な取り組みだとも思いました。できれば、本市もできればなというふうに思ったんですが、なんせ相手方が要ることですから、そう簡単に実現できないかもしれませんが、執行部、秦野市自体はもう実践しているわけですから、執行部の方々には実現に向けての取り組みを要望するものでございます。

最後に、庁舎内でのノーマイカーデーの実施を要望しようと思っておりましたが、もう実施中であるということをお聞きをいたしました。ノーマイカーの実施の、要はこの目的は何、今でも実行されてあると聞きましたから、この目的と、それはいつから取り組んでいて、今はどういうふうな状況なのか。効果がどれぐらいあったのか、誰かわかる方はいらっしゃいますか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市では、CO₂の削減など、環境問題と職員の健康維持の観点から、毎週水曜日をノーカーデーと位置づけて、市内に居住する職員を対象に、歩き、自転車、もしくは公共交通機関での通勤を奨励しているところでございますが、ちょっといつからかというのは、はっきり覚えておりません。

それで、どれぐらいの効果があつたかというのも、特段検証というのは、今のところ行っておりません。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

効果は月曜日の下の駐車場の状況を見れば、実状効果がどれだけあつたか判断できるということです。余り変わっていないように私は思います。

なぜ私がこれを要望しようかなと思ったかということ、市職員がマイカー以外の交通手段で、役所に通勤することによって、市内の公共交通の実態、実状がより実感していただけるのではないのかなと。

最近ノーマイカーは市内だけとおっしゃいましたけど、市内・市外問わず、車以外の交通機関で週1回でも結構なんで、ノーマイカーデーというものを実際やっていただいて、それで感じたものを地域の公共交通の取り組みに生かしていただければなという思いで提案をさせていただこうと思いました。

仮に以前からの取り組みが風化をしているのであれば、その目的を明確にもう一回していただいて、再度取り組んでいただきたいと。私の取り組み、目的は、あくまでも公共交通の今の中間市の実態を実感、体感していただきたいからということで、何回もやって

いただく必要はないものですから、例えば1カ月、毎週水曜日1回やっていただければ事足りるのかなというふうに思いますから、市長、どうでしょうか。月、1カ月間だけ。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

全く同じ意見でございまして、私の考えは、ノーカーデーと聞いたときに、ああ、よかったねって。それは一つの、今、言われた実際に交通機関が公的手段をやることによって、いかに中間市というのは、ああ、不便なんだなということを自覚するということと。

あともう一つは、まちのにぎわいって言っていましたよね。8件あったお店が1件しかなくなってしまったって。だったら、せっかくノーカーデーならば、職員の間々がノーカーデーのときは、公共交通機関を使うのであれば職員の仕事終了後、やっぱりこの町の中の飲食店で少しはお金を落として帰ればいいじゃないかというような、まちのにぎわいをつくれるんじゃないかということも、一時話したこともあります。

今の議員は言われたように、実証実験にもなるとともに、一度中間市で、せっかく車を使っていないのであれば、ちょっと夜ふらっと中間市を見て回るというのを、中間市内から来ている職員の間々にも、一度言ったこともあります。

ですので、今、これはちょっと職員も聞いてびっくりしていると思うんですけども、そういうことは同じ考えでありますので、私もこのノーマイカーデーというのは活用すべきだと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

ノーマイカーデーも含めて、今後、中間市に一番合った交通体系の構築に最大限の努力をしていただきたいことを要望しまして、質問を終了します。

○議長（下川 俊秀君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時02分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 承認第1号

日程第3. 承認第2号

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第2、承認第1号及び日程第3、承認第2号の専決処分2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。これより専決処分2件は、順次採決いたします。

議題のうち承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第4．承認第3号

日程第5．承認第4号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第4、承認第3号及び日程第5、承認第4号の専決処分2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。これより専決処分2件は、順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることについて(中間市市税条例等の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることについて(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第6 第24号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第6、第24号議案、令和元年度中間市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第24号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 7. 第25号議案

日程第 8. 第26号議案

日程第 9. 第27号議案

日程第10. 第28号議案

日程第11. 第29号議案

日程第12. 第30号議案

日程第13. 第31号議案

日程第14. 第32号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第25号議案から日程第14、第32号議案までの条例に関する8件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております条例に関する8件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第15. 第33号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、第33号議案、消防ポンプ自動車の購入についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第33号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第16. 第34号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第16、第34号議案、中間市市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第34号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第 17. 第 35 号議案

日程第 18. 第 36 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 17、第 35 号議案及び日程第 18、第 36 号議案の和解することについて 2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております和解することについて 2 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第 19. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第 19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、議長において田中多輝子さん及び梅澤恭徳君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 06 分散会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 田 中 多 輝 子

議 員 梅 澤 恭 徳

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員